

平成24年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成24年12月4日～5日

場 所 第5委員会室

署 名

商工建設常任委員会委員長 山 下 博 三

平成24年12月4日（火曜日）

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 宮崎県職業訓練の基準等に関する条例
- 議案第18号 県道の構造の技術的基準を定める条例
- 議案第19号 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例
- 議案第20号 県道の道路標識の寸法を定める条例
- 議案第21号 都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例
- 議案第22号 宮崎県営住宅の整備基準に関する条例
- 議案第23号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 議案第29号 宮崎県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について
- 報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて
 - ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
- ・ 本県の雇用情勢について
 - ・ えびの高原スポーツレクリエーション施設について
 - ・ 県内トンネルの緊急安全点検について
 - ・ 緊急輸送道路の見直しについて

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	重松	幸次郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		中野	一則
委員		押川	修一郎
委員		右松	隆央
委員		田口	雄二
委員		囃師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	米原	隆夫
商工観光労働部次長	成合	修
企業立地推進局長	福田	裕幸
観光交流推進局長	安田	宏士
商工政策課長	中田	哲朗
金融対策室長	菓子野	信男
工業支援課長	田中	保通
商業支援課長	椎	重明
労働政策課長	山之内	点

地域雇用対策室長 平原利明
 企業立地課長 黒木秀樹
 観光推進課長 向畑公俊
 みやざきアピール課長 井手義哉
 工業技術センター所長 勢井史人
 食品開発センター所長 工藤哲三
 県立産業技術専門校長 篠田良廣

議事課主査 関谷幸二
 議事課主任主事 大山孝治

県土整備部

県土整備部長 濱田良和
 県土整備部次長
 (総括) 坂本義広
 県土整備部次長
 (道路・河川・港湾担当) 大田原宣治
 県土整備部次長
 (都市計画・建築担当) 井上康志
 高速道対策局長 中野穰治
 管理課長 江藤修一
 用地対策課長 河野俊春
 技術企画課長 前田安德
 工事検査課長 高橋利典
 道路建設課長 谷口幸雄
 道路保全課長 永田宣行
 河川課長 東憲之介
 ダム対策監 上山孝英
 砂防課長 加藤人志
 港湾課長 坂元政嗣
 空港・ポート
 セールズ対策監 矢野透
 都市計画課長 大谷睦彦
 建築住宅課長 伊藤信繁
 営繕課長 酒井正吾
 施設保全対策監 上別府智
 高速道対策局次長 沼口晴彦

山下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

米原商工観光労働部長 おはようございます。本日は、お手元の常任委員会資料の目次にありますとおり、平成24年11月定例県議会提出議案及びその他報告事項について御説明をいたします。

まず、資料の1ページをお願いいたします。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要でございます。まず、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の実施等に伴う補正を行うものであります。商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、上の段の表の左側から、補正前の額461億116万7,000円に、補正額2,563万1,000円を増額し、合計461億2,679万8,000円となります。内訳といたしま

事務局職員出席者

しては、表の下に記載しておりますとおり、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施に伴います補正として地域新産業・雇用創出推進事業など6事業、及びプロ野球キャンプの拡充に伴います補正としてプロ野球キャンプ環境充実強化事業を計上しております。また、下の段の表にありますとおり、債務負担行為として緊急雇用基金事業関係の6つの事業を追加しております。

なお、資料にはございませんが、緊急雇用基金につきましては、その継続について国に要望してきたところでございますが、先般、国の経済対策第二弾として、失業者の雇用機会創出等のため全国枠で800億円を新たに充てることが発表されたところでございます。

次に、2ページの議案第16号「宮崎県職業訓練の基準等に関する条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い職業能力開発促進法が改正されたことによりまして、これまで国において定められておりました、県が行う職業訓練に関する基準等を条例で定めるものでございます。

議案の詳細及びその他報告事項につきましては、この後、担当室長・課長からそれぞれ御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

中田商工政策課長 商工政策課の11月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成24年度11月補正歳出予算説明資料の「商工政策課」のインデックスのところ、33ページをお開きいただきたいと思います。今回お願いしております補正予算は、一般会計600万円の増額であります。補正後の予算額は、右から3列目でありましたが、393億5,544

万7,000円であります。

35ページをお開きいただきたいと思います。今回補正をお願いしております事業は、(事項)新産業・雇用創出推進事業費の説明欄にあります新規事業、地域新産業・雇用創出推進事業600万円であります。

事業の内容につきましては、お手元の委員会資料で御説明させていただきたいと思います。3ページをお開きいただきたいと思います。まず、事業目的であります。依然として厳しい経済・雇用情勢に置かれている中で、本県経済の活性化を図っていくためには、県内各地域が有する多様な地域資源を活用し、地域における新産業・新サービスの創出を図ることが重要でありますことから、地域経済の活性化につながる取り組みを支援し、地域における新産業及び雇用の創出を図ることを目的としております。

2の事業概要であります。本事業は、基本的に22年度、23年度に実施いたしました中山間地域新産業・雇用創出事業と同じスキームで実施するものでございますけれども、経済団体等から、地域資源を活用し、消費需要の喚起や地域の魅力向上により地域経済の活性化を図り、新産業及び雇用創出につながる取り組みを募集いたしまして、採択した事業を提案経済団体等に委託して実施することとしております。雇用予定者数は18名で、平成25年3月からの事業開始を予定しております。

事業費につきましては、3にありますとおり、平成24年度が600万円、25年度が債務負担行為で8,432万円、合計で9,032万円を計上しております。

商工政策課の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

田中工業支援課長 それでは、11月補正歳出

予算説明資料の「工業支援課」のインデックスのあります37ページをお開きください。今回の補正額は429万3,000円の増額でありまして、補正後の予算額は11億7,247万9,000円となります。全て緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用したものであります。

39ページをごらんください。まず、(事項)新事業・新分野進出支援事業費であります。新規事業、新規創業・新事業創出支援事業290万2,000円、次の改善事業、次世代産業人材支援事業30万9,000円をお願いしております。なお、詳細につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下の(事項)産業集積対策費であります。新規事業、食品産業県内市場開拓支援事業40万8,000円、次の改善事業、ものづくり産業東アジア市場開拓支援事業67万4,000円をお願いしております。

それでは、それぞれの事業の内容につきまして常任委員会資料で御説明いたします。常任委員会資料の4ページをお開きください。まず、新規創業・新事業創出支援事業であります。

1の事業目的であります。新規創業者や新事業に取り組むベンチャー企業に対しまして、仮称「新規創業スタートアップセンター」を設置し一貫した支援を行うとともに、新事業創出に必要な内容を専門家等から学ぶ「新事業チャレンジ塾」を開催するものであります。

2の事業概要であります。宮崎商工会議所にコーディネーター2名を配置しまして2つの事業を行います。まず、(1)の新規創業スタートアップ支援事業は、宮崎商工会議所に新規創業スタートアップセンターを設置し独自の商品やサービスを有する新規創業者等を公募し、数社を選定の上、商品等のブラッシュアッ

プ、すなわち磨き上げから販路開拓まで一貫して支援を行おうというものであります。(2)の新事業チャレンジ塾開催事業は、既存事業の改善、新分野進出に挑戦しようとする企業に対しまして、経営戦略、組織マネジメントなどの実践的内容について、専門家による講義を行う新事業チャレンジ塾を、宮崎、都城、延岡、日南、県内4地区で開催するものであります。

事業費は、平成24年度290万2,000円、平成25年度の債務負担行為として1,556万4,000円、合計1,846万6,000円であります。

次に、5ページをお開きください。次世代産業人材支援事業であります。

1の事業目的ですが、ものづくり産業を支える次世代人材を育成し、県内企業への就業促進を図るため、就業支援に関する調査や経営者による講話等を実施するものであります。

2の事業概要ですが、宮崎県工業会にアドバイザー1名を配置しまして2つの事業を行います。まず、(1)のものづくり産業への就業支援ですが、アドバイザーが県内の企業や大学等を訪問し、企業の人材教育等に関するニーズ、あるいは大学等の産業教育の情報などを伝えるとともに、連絡会議を開催して就業支援のあり方、仕組み等を検討するものであります。(2)のものづくり産業の魅力発信・理解促進ですが、ものづくり企業の経営者等が県内の工学系大学、高専等を訪問しまして、企業動向や求められる人材像などについての講話を行うとともに、県内企業の視察会等を行うものであります。

事業費は、平成24年度30万9,000円、平成25年度の債務負担行為として519万1,000円、合計550万円であります。

次に、資料の6ページをごらんください。食

品産業県内市場開拓支援事業であります。

事業目的は、食品加工業社の県内の新たな市場を開拓し、売れる商品開発を促進するために、マッチング会の開催や定番化に向けた調査、プライベートブランド、いわゆるPB市場の開拓に向けた調査等を行うものであります。

事業概要につきましては、宮崎県中小企業団体中央会にコーディネーター1名を配置し3つの事業を行います。まず、(1)の食品産業マッチング会ですが、県内での取引拡大のために、飲食業者や加工業者等に、県産素材あるいは1次加工品を紹介する展示会、事例発表会、講演会を開催するものであります。(2)の加工食品等の定番商品化促進事業は、県内食品スーパー、百貨店等のバイヤーへの調査、商品に対する苦情(クレーム)に関する意見交換、売り場見学等を実施するものであります。(3)のPB市場の開拓に向けた実態調査は、県内のスーパー、百貨店等におけるPB商品市場の開拓を図るために、こだわりスーパー等へのヒアリング調査、セミナーを開催するものであります。

事業費は、平成24年度40万8,000円、平成25年度の債務負担行為として609万2,000円、合計650万円であります。

最後に、7ページをお開きください。ものづくり産業東アジア市場開拓支援事業であります。

事業目的であります。本県のものづくり産業の活性化を図るために、成長著しい東アジア市場をターゲットとして、海外展示会への出展支援、商談支援等を行うものであります。

事業概要であります。宮崎県工業会にコーディネーター1名、事務補助員1名を配置しまして4つの事業を行います。まず、(1)の海

外販路開拓支援事業ですが、コーディネーターによりまして海外展開のニーズの掘り起こしを行うとともに、県内の工業製品の輸出の手続、決済の方法などの具体的な手法を指導・助言するものであります。(2)の海外販路開拓実践研修事業は、ターゲットとする国の選定方法、パートナー探し、営業方法などの具体的な取り組み方法に関する研修会を開催するものであります。(3)の海外展示会出展支援事業は、海外の展示会に本県のブースを設けまして、県内の工業製品の出展を行うものであります。(4)の海外商談支援事業は、海外における新たな顧客、代理店の発掘などのために、現地企業とのマッチングあるいは商談会を開催するものであります。

事業費は、平成24年度67万4,000円、平成25年度の債務負担行為として1,203万8,000円、合計1,271万2,000円であります。

工業支援課は以上であります。

井手みやざきアピール課長 みやざきアピール課の11月補正予算について御説明させていただきます。

お手元の平成24年度11月補正歳出予算説明資料、「みやざきアピール課」のインデックスのところ、41ページをお開きいただきたいと思います。今回お願いいたします補正予算につきましては、一般会計1,533万8,000円の増額でございます。補正後の予算額は、右から3列目でありますけれども、1億7,940万7,000円でございます。

それでは、補正予算の事業について御説明させていただきます。

43ページをお願いいたします。今回お願いしております補正予算は、1番目の(事項)県外広報対策費の説明欄1の県外広報対策事業

(1)「オールみやざき営業チーム」活動強化事業233万8,000円と、その下の(事項)スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄1の新規事業、プロ野球キャンプ環境充実強化事業1,300万円でございます。これらの事業につきましては委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

お手元の常任委員会資料8ページをお願いいたします。まず初めに、「オールみやざき営業チーム」活動強化事業についてであります。

1の事業目的でございますが、昨年11月に誕生しました県のシンボルキャラクター「みやざき犬」は、これまで200件を超すイラストの使用を許可しておりまして、キーホルダーや文房具などの商品等に使用されております。また、着ぐるみの派遣による広報活動も300回を超えておりまして、県のイメージアップ、ひいては宮崎のファンの拡大に貢献していると認識しております。今後、引き続き、シンボルキャラクターを活用した広報を実施してまいりますとともに、その活動と並行して企業との協働に向けた営業にも取り組み、オールみやざきによる営業活動をさらに強化することを目的としております。

2の事業概要でございますが、みやざき犬の着ぐるみを活用した広報活動のために、新たに7名を雇用し事業を行うこととしております。なお、この事業は、公募の上委託事業者を決定することとなります。事業の内容でございます。県内外での着ぐるみを活用した広報活動のほか、みやざき犬のフェイスブックなどソーシャルネットワークサービスを活用した広報活動や関連グッズの配布等を行います。また、キャラクターの知名度を高め企業との協働を推進してまいりたいと考えております。

3の事業費につきましては、平成24年度に233万8,000円の補正をお願いすることとしておりまして、平成25年度が債務負担行為として2,716万4,000円、合計で2,950万2,000円を計上しております。なお、平成24年度の予算額は、当初予算額とあわせまして合計4,571万7,000円となります。

次に、新規事業、プロ野球キャンプ環境充実強化事業についてでございますが、9ページをごらんいただきたいと思います。

1の事業目的でございます。近年のプロ野球春季キャンプを見ますと、後半の練習内容が実戦主体へと変化しております。この状況を踏まえまして関係の自治体と連携しながら検討した結果、2月後半に複数の球団が練習試合を集中的に実施できる環境を整備することにより、既存球団の長期滞在と新規球団のキャンプ誘致を促進し、「スポーツランドみやざき」のさらなる確立を図ることを目的とした事業でございます。

2の事業概要でございますが、来年2月26～28日の3日間に、プロ野球4球団による練習試合をアイビススタジアムほかの県内球場で実施することとし、この練習試合開催に要する経費について、県、関係自治体及び民間団体等で組織する実行委員会に対して支援を行うものでございます。

3の事業費でございますが、県の負担金として1,300万円をお願いしております。そのほか宮崎市と日南市からも合わせて1,300万円を負担していただく予定でございます。とりあえず総事業費としては2,600万円を予定しております。事業費の内訳としましては、試合の運営費、PR・広報経費、球団への支援金等でございます。

みやざきアピール課の説明は以上でございます。

山之内労働政策課長 労働政策課でございます。

それでは、常任委員会資料の10ページをお願いいたします。議案第16号「宮崎県職業訓練の基準等に関する条例について」御説明を申し上げます。

まず、1の制定趣旨であります。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革一括法が施行されたことに伴い職業能力開発促進法が改正され、従来、国の省令で定められていた職業訓練に関する基準等を県の条例で定めることとされましたので、職業訓練の基準等を定める条例を制定するものでございます。

なお、都道府県では国が省令で定める基準等を参酌して条例で規定することとなっておりますが、本県における職業訓練の現状等を踏まえて、省令で定めるものを参酌して検討した結果、省令の規定を基本としたところでございます。

次に、2の条例内容でございます。ここでは条例に規定する5つの事項について説明させていただきます。

まず、(1)の県が公共職業能力開発施設以外で行うことができる職業訓練の要件についてであります。これは、西都市の県立産業技術専門学校及び同高鍋校以外の県の機関で行うことができる職業訓練の要件を定めるもので、具体的には、企業の雇用管理者を対象とした、管理者として備えるべき知識習得のための座学研修などが想定されるところでございます。要件といたしましては、主として知識を習得するため

に行われる職業訓練、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練、その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練、の全てに該当する必要があるでございます。

次に、(2)の公共職業能力開発施設以外の施設で行われる教育訓練を公共職業訓練とみなすことができる要件についてでございます。これは、参考に記載しておりますとおり、専門学校などの民間機関に委託して行う求職者向けの職業訓練に関するものでありまして、要件は、「職業を転換しようとする労働者等に対して実施する迅速かつ効果的な職業訓練」としてあります。

次に、(3)の公共職業能力開発施設が行う職業訓練に関する基準についてであります。の普通課程の普通職業訓練については、県立産業技術専門学校で実施いたします訓練期間が1年以上の訓練の基準でございます。アの訓練の対象者は高等学校卒業者等以上の者、イの教科は、将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために適切と認められるもの、ウの訓練期間は1年以上4年以下、エの訓練時間は1年につきおおむね1,400時間、オの設備は訓練を適切に行うことができると認められるもの、としてあります。

恐れ入ります、次の11ページをお願いいたします。カの訓練生の数は1クラス50人以下としてあります。キの職業訓練指導員の数は、訓練生の数や訓練内容に応じて適切な数とすることとしてありますが、参考にありますとおり、国の通達により1クラスについて3人が標準となっております。クの試験は、1年以内ごとに1回としてあります。

次に、の短期課程の普通職業訓練について

は、高鍋校で実施する訓練期間が1年以内の訓練の基準であります。アの訓練対象者は、職業に必要な技能及び知識を習得しようとする者、イの教科は、職業に必要な技能及び知識を習得させるために適切と認められるもの、ウの訓練期間は1年以下としております。エの訓練時間は12時間以上としておりますが、これは、短期訓練が弾力的な運用によって行われるため2～3日という短期間の訓練も可能でありまして、そのような訓練を想定しての最低限必要な時間数となっております。オの設備は訓練を適切に行うことができると認められるもの、カの訓練生の数は1クラス50人以下としております。キの職業訓練指導員の数は、訓練生の数や訓練内容に応じて適切な数とすることとしておりますが、普通課程と同じく1クラスについて3人が標準となっております。クの試験は、訓練の修了時に行うこととしております。

なお、普通課程及び短期課程に係る教科や設備等の基準の詳細につきましては、専門的かつ技術的な内容となることから規則で定めることとしております。

次に、(4)の県が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練について無料とする要件についてであります。「職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者等に対して行う短期課程の普通職業訓練」としてあります。なお、この要件には高鍋校が実施する訓練が該当することになります。

次に、(5)の公共職業能力開発施設が行う普通職業訓練における職業訓練指導員の要件についてであります。これは産業技術専門校で職業訓練の指導ができる者の資格要件を定めるものであります。の都道府県知事の免許を受けた者、またはの一定の職業訓練または学校

教育を受けた者で、かつ一定の年数以上の実務経験を有するものとなります。

最後に、3の施行期日であります。公布の日を施行日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

山下委員長 以上、執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についての質疑を承りたいと思います。

中野委員 議案第1号について質問したいと思います。本年度予算に比べて債務負担行為が極端に多いわけですが、駆け込んでしまったような気がするわけですが、これは全て国からのお金でやっている事業なんですか。

平原地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業につきましては、今年度開始した事業については1年間の雇用が可能だということで国から指示がございまして、この基金を活用するために、今年度中に事業を開始して来年度にまたがり実施することによって、その間雇用を維持しているという事業でございます。

中野委員 新規事業、地域新産業・雇用創出推進事業は、本年度が600万、債務負担行為が8,432万ですが、具体的に使う道が決まっているわけですか。600万を本年度中に使うということと、来年度が8,400万使うわけですが、これから見ても来年1年間のことですか。具体的な事業内容はあるわけですか。

中田商工政策課長 この事業は、平成22年度、23年度に実施しました中山間地域の新産業・雇用創出推進事業と同じスキームでやるものでございまして、先ほど室長のほうから説明がありましたが、今年度事業をスタートすれば1年間の事業ができるということで、来年の3

月事業開始を予定いたしております。24年度につきましては1カ月分の事業費及び人件費として600万円をお願いしております、債務負担行為で残りの11カ月分を8,432万円お願いしているということでございます。

中野委員 それは説明してあるからわかるんですが、雇用予定者が18名ですね。来年度も18名を雇用して約1年間9,000万の事業をするということなんですか。その事業の中身は、具体的にはどういうことをするんですか。わずか1年間のことでしょうか。

中田商工政策課長 事業概要の対象事業のところに書いてございますけれども、経済団体等から地域資源を活用した新産業・雇用創出につながるような取り組みをこれから公募いたしまして、事業の趣旨に見合うものを採択して、受託して実施いただくということでございます。具体的にどういったものが出てくるかはこれからでございますけれども、これまでの例で言いますと、都城で実施しております焼き肉三昧とか児湯地区のふぐ井、高千穂のどぶろくの取り組み、地域の資源を活用して地域の産業、また雇用につながるような事業をこれから公募して実施いただくということになります。

中野委員 まだ具体的には何もわかっていなくて、これから商工会議所と商工会をお願いをして地域で取り組む事業ということですね。それで、商工会議所、商工会もありますが、今まで「中山間地域雇用」云々と言われたから、中山間地域が主体だったと思うんです。今回はその名前が消えて「地域」という言葉がありますが、郡部とか極端な過疎地域にかなり反映される事業になるんですか。

中田商工政策課長 22年度、23年度は中山間地域ということで実施しておりました。中山間

地域に入っておりません児湯地区の3町がございますけれども、この3町につきましても、以前の事業は広域的な取り組みも対象にしておりましたので、実質的には県内全域が対象になっている形になっておりました。事業の内容を見させていただきますと、今、委員がおっしゃったように中山間地域の事業が非常に多い実態になっております。これから公募いたしますので、事業内容を見ながら、できるだけ地域で持っておられる資源を活用した、新産業につながるような事業、これからも継続していけるような事業を中心に採択して事業を実施していただきたいと考えております。

中野委員 商工会議所が中心になると、商工会議所で一番力のあるところは宮崎だから、都市部には余りお金を使わないように、県下全体にお金が使われるように、たくさんの事業が網羅されるようにお願いしておきたいと思いません。これは要望しておきます。

7ページのものづくり産業東アジア市場開拓支援事業は東アジア市場をターゲットということですが、東アジアという区域はどこからどこを指しているわけですか。

田中工業支援課長 東アジアにつきましては、今のところメインに考えておりますのは中国、台湾等でありますが、あわせまして韓国、東南アジアも視野に入れております。

中野委員 東南アジアも含めて東アジアですか。東南アジアも広いから東アジアに入るわけですか。

田中工業支援課長 東南アジアも含めて東アジアということにしております。

中野委員 含めてというところがみそみたいですが、どこかきちんと決まっているわけですか。来年度までの事業だけでも。

田中工業支援課長 今のところまだどの国と明確に決めているわけではございません。最近の中国をめぐる情勢等もありますので、そこら辺も踏まえながら国については決めていきたいと思っております。

中野委員 これは全く白紙なんですか。

田中工業支援課長 今年度実施しております事業では、中国上海で行われました中国国際工業博覧会に出展いたしております。今のところ同じ博覧会を想定はしておりますけれども、今後の政治情勢等も含めて検討したいと思っております。

中野委員 この前の一般質問を聞いておったら、海外の市場開拓にまつわる質問での答弁だったと思うんですが、知事が「シンガポール」という言葉を使われて答弁されておったですね。どうせ皆さん方が書いた答弁だったと思うんですが、シンガポールもターゲットにされておるといふ、この事業を指した答弁じゃなかったんですか。

田中工業支援課長 シンガポールも東南アジアに入りますので対象国の一つではありますけれども、県内の企業の目指すところによってターゲットとする国が変わってくると思います。輸出であったり製造委託、あるいは現地での立地等企業のターゲットが違いますので、それに応じて国については検討していきたいと思っております。

中野委員 東アジアは人口も多くて、いい市場になると思うんですが、東南アジアがかなり浮上して、宮崎県から見て、中国にかわる市場、あるいは進出地域になると思うんです。他県に先駆けてそのあたりまで早くやられたらいいんじゃないかという気がしているんです。ぜひそういう取り組みを、他県に負けないよう

に。この前、3日ほど中国、香港に行きましたけれども、他県に比べて宮崎県はおくれているような気がしているんです。ですから、宮崎県が6次化を目指したものを含めててこ入れするというのもいいし、また、どこかに呼びかけて取り扱う企業を育ててもらわないかとも思います。それと、既存の業者にもどんどん声をかけて、そっちはそっちで商業ベースでどんどんいって、結果的に農産物を含めいろんな宮崎県の産物が海外にどんどん輸出されるようなればいいかなと思いました。東アジア、中国を中心のところも捨てがたいわけですが、南アジアを含めてこういうものを拡大していくようによろしく願いしておきたいと思いません。

押川委員 今、中野委員からもあったんですが、1の地域新産業・雇用創出推進事業でありますけれども、今説明がありましたとおり、22・23年度中山間地域雇用創出の中で事業をやられて、新たにまた25年度雇用対策の中で継続されるということでもありますけれども、これは22・23年度の中山間地域雇用創出事業の中で残金があったという形の中での新たな事業ということでしょうか。どういう形でこれを起こされているのか。当初の計画では緊急雇用事業は終わりですよ。今までの事業の中で残金があったのかなかったのか、そこあたりを教えてください。

中田商工政策課長 22・23年度の残金があったということではございませんで、今回、基金の残金があったというか、その事業を活用させていただいて今年度から来年度にかけて事業を実施するというところでございます。

押川委員 新たに基金事業としてこれを1年間やられるということでもいいんですか。

中田商工政策課長 おっしゃるとおりでございます。

押川委員 そして25年の3月、補正を600万使った1カ月分、そして25年度から8,432万円を使うということでもありますけれども、これは雇用される人件費が主ということによろしいですか。

中田商工政策課長 この基金事業につきましては、原則として全体事業費の2分の1以上が人件費ということになっておりますので、債務負担行為を含めて全体で9,000万円程度お願いしておりますけれども、約半分ちょっとが人件費ということ考えているところでございます。

押川委員 そして公募で採択団体を決められるということでもありますけれども、公募はいつからされるわけですか。

中田商工政策課長 失業者等を雇用する形になります、準備等ございますので、予算が成立した段階でできるだけ早目に公募していきたいと考えております。

押川委員 新規の事業という形で今回起こされるということでもありますけれども、22年、23年にもそういうことであつたわけでありまして。新規として事業立ち上げということでもいいんですか。私は悩むんですけれども。

中田商工政策課長 どういったものが出てくるのかわかりませんが、22・23年度で実施した事業をさらに拡大するというものであれば対象になると考えております。

押川委員 あくまでも失業者対策ということでの雇用でありますから、事業としては何ら批判するものではありませんけれども、内容については人件費の取り組みだろうということで理解をしたいと思います。

それからプロ野球キャンプ環境充実強化事業

でありますけれども、新たに既存の球団の長期滞在と新規球団のキャンプ誘致を促進するというところで、25年2月26～28日の3日間ということでもありますけれども、この4球団、チーム名がわかっておればお聞かせください。

井手みやざきアピール課長 現在、本県でキャンプをしている球団を中心に参加を呼びかけてきたところでございます。そのほかの本県にキャンプしている以外の球団にも声かけいたしますか交渉しております、この予算が通りましたら正式にお話を進めていこうとしております。見込みとしましては4球団は大体見えているところでございますけれども、具体的な球団名につきましては、球団のキャンプスケジュール等もございまして、そちらのほう明らかになる時期と同時に公表という形になるかと思っております。御容赦いただけないかと思っております。

押川委員 それはそれとして理解をいたしませんけれども、練習方法というのはどういう形で、4球団が3日間やられる方向でどのような計画がされているんですか。

井手みやざきアピール課長 4球団とお話をしていますが、こういう場合は幹事球団がございまして、その幹事球団が球団間の調整をとっていただきます。それぞれの球団の事情を踏まえながら、どこの球団とどの日程で組むということ今後詰めていかれると承っております。

押川委員 事業費の中の1,300万、練習試合だけであればこんなに要らないと思うんですけれども、再度、具体的に事業費の内訳をお願いしたいと思います。

井手みやざきアピール課長 事業費の内訳でございますが、まず試合の運営経費として、球場の警備、グラウンドの整備、審判員等の人件

費を含めて700万程度、そのほか練習試合をやるということのPR・広報等の経費として300万程度、ほかに4球団に対しての支援金という形で1,600万程度の予算見積もりでございます。

押川委員 ありがとうございます。2月末ということでありまして、本県で練習試合ができる環境づくりは大事だろうと思います。そしてこういうことをすることによって新たにキャンプの誘致をされるということでもありますから、この事業を活用して、スポーツランド構想の目玉はプロ野球かなと我々も理解をしておりますので、ぜひそういう方向の中で頑張ってくださいようお願いしておきたいと思えます。以上です。

中野委員 「オールみやざき営業チーム」活動強化事業、私はどうもこれは納得がいかないです。着ぐるみだけで債務負担行為を含めて2,950万2,000円使うわけでしょう。トータルで4,571万7,000円、目的等書いて効果があるように書いてあるけれども、果たしてこの事業をしなかった場合にだめなことがあったのかどうか。このおかげで何の効果もどのくらいあったのか、具体的に示していただけませんか。

井手みやざきアピール課長 着ぐるみの派遣の効果についてでございますが、熊本県の「くまモン」のお話をさせていただくと、1年間で25億程度の商品売り上げ、経済効果があったというふうに熊本県はおっしゃっています。本県のシンボルキャラクター「みやざき犬」がその域まで行けるのかどうかはこれからの取り組み次第かと思っておりますが、将来的にはみやざき犬のキャラクターが載っているものが売れていくように頑張りたいと思っております。

先日のゆるキャラグランプリの人気投票で27

位ということ、この間、本会議場でも部長から報告させていただきました。この順位がどうかということもございますが、県のキャラクターとしては全国でも3番目ぐらいまで来ますので、ある程度認知度は進んできたのかなと。この事業によりましてさらに認知度を高めるとともに、企業に働きかけて、このキャラクターを使って一緒に宮崎をアピールしてくださいというお願いをしていこうと思っております。

中野委員 熊本の例で25億円ということでありましたが、みやざき犬の効果は幾らあったんですか。補正を含めて4,571万7,000円もこのことに使うんでしょう。大金です。物すごいお金です。これを別途使えばもっと効果的なものがあると思うんです。ゆるキャラとかなんとかということで今のはやりかもしれんけれども、3匹かかってくまモンにかなわんわけでしょうが。幾ら頭の上にカボチャじゃキュウリじゃと掲げても、どうもイメージが湧かんです。熊本の効果は25億円とよその効果は評価されたけど、宮崎県は今まで幾ら効果があったのかを教えてください。

井手みやざきアピール課長 みやざき犬のキャラクターの効果につきましては、私どもいずれ測定をしないといけないと思っております。今年度周知を図りまして、この事業におきまして来年度まで着ぐるみを継続して使っていくということで補正予算を計上したところでございまして、来年度中には、どの程度効果があったのか、どういう商品がどの程度売れたのか、PR効果としてどの程度あったのか測定をしたいと思います。今年度に関しましては、先ほど申し上げましたようにイラスト等の使用許可件数202件、着ぐるみの派遣件数が300

件を超えております。10月現在でも着ぐるみの派遣要請が非常に多く来ていますので、それなりに県民の皆さんには親しまれて使っていたらと認識をしております。

中野委員 くまモンはいつ誕生しましたか。

井手みやざきアピール課長 2010年の3月でございます。

中野委員 年号で言ってください。

井手みやざきアピール課長 失礼しました。平成22年の3月でございます。

中野委員 くまモンは1年前に誕生して既に25億円という効果があったということですが、少なくとも23年の11月、ちょうど1年前にスタートしたわけでしょう。何がしかの効果があったはずです。その効果の金額を教えてください。補正予算を組む以上は、効果があったから追加して来年度まで使うということでしょう。ことしやったものが幾らか足らんというのならいいけど、ここに債務負担行為まで求めるということはどうかと思うんです。

井手みやざきアピール課長 具体的に経済波及効果として幾らという算定は、今のところできておりません。済みません。

今回、債務負担行為を含めた補正予算として次年度までの活動経費をお願いしておりますのは、先ほどから申し上げていますように、今のところ認知度がだんだん上がってきておりまして、これをさらに進めていけば何とか経済的にも貢献できるようなキャラクターになるのではないかとアピール課としては思っております。お願いをしているところでございます。

中野委員 債務負担行為までするのなら、その効果が見通されてから予算を組んでください。来年度使うんだったら、債務負担行為をしなく

ても新年度予算で上げればいいんじゃないですか。効果が出てから幾らと示して、そして来年度もしたほうがいい。効果を算出せんでおって、来年度も2,700万も使いましょうなんていうのはいかがなものかと思えます。余りせっかちに効果を求めるのもどうかと思えます。汚い言葉だけれども、どぶに金を捨てるようなものだと思います。そういうものに県がかかわったらだめです。この補正の額は認めたとしても、債務負担行為までというのは……。ちゃんと効果が幾らあったか示してから、効果があるのであれば新年度予算で出してください。債務負担行為は賛成しかねます。

井手みやざきアピール課長 厳しいお言葉をいただきましたけれども、緊急雇用基金対策事業という県にとってありがたい事業がございまして、この基金の財源を使えば来年度までこの事業ができるという思いから、今年度分、3月1カ月分と、来年度11カ月分を含めて債務負担行為としてお願いしたところでございます。

みやざき犬キャラクターの効果につきまして、金額的な把握ができていないのは非常に申しわけなく思っておりますが、実際の派遣依頼、イラスト申請等だんだん上がってきているというところで、それなりに認知度も上がり、使いたいとおっしゃる企業もふえてきたところでございまして、手応えを感じているところでございます。ぜひ来年度も引き続き、みやざき犬による広報活動を継続させていただきたいと思っております。

中野委員 緊急雇用創出だからといって安易に使わずに、その前に、地域を網羅したようなものにぜひ組み替えをしてください。緊急雇用の補正を含めた、債務負担行為したものを総額で認めないということではないけれども、新年

度予算でできる話ですから、効果を把握して、そのことを見ながら次に行くようにしてもらわないと、国からこういう駆け込みのようなお金が来たからやるというのではいかんですね。他県の効果はちゃんと調べておって、自前のものはまだやっていないというのは、いかがなものかと私は思います。

米原商工観光労働部長 今、中野委員のおっしゃった事業効果につきましては、まさにおっしゃったとおりだと思っております。ただ、今の時点で数字は出していないということで、私としては、できればことし1年、あるいは今年度についてはその数字を出したいと思っております。というのは、先ほどからくまモンの話がありますが、3匹で1匹に対抗しているわけで、ぜひくまモン以上の認知度、PR力をつけさせたいと思っております。特に今年度は専門のスタッフが着ぐるみを運用していくという形でさせていただいて、それなりにみやざき犬としての認知度、あるいは人気が上がってきているという手応えを感じておりますので、もう1年はぜひこういう形でしっかりやって、みやざき犬としての基礎を固めたいと考えておりますので、ぜひこういう形でお願い申し上げたいと思っております。先ほど申し上げましたように、効果については、ことし、あるいは今年度という形で数字に出せる範囲でやりたいと思っております。

1つだけ例を申し上げますと、みやざき犬も持っていますが、フェイスブックというのがありまして、きのう答弁させていただきましたが、4,400の方がフェイスブックに登録していて、その7割以上が県外の方というのはわかっております。7月からスタートしてそれですので、もっともっと効果が上がると信じて取り組ませていただいております。ことしから来年度に

かけて基礎をしっかりと固めるという意味で、ぜひやらせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中野委員 ことし当初予算で4,300万、そして来年度が債務負担行為で2,700万、来年度の当初予算にもキャラクターの関係で予算を組む予定ですか。

井手みやざきアピール課長 先ほど申し上げましたように、着ぐるみとしては来年度分11カ月なので、来年度いっぱいはやらせていただきたいと思っております。実はこの4,300万の予算は、着ぐるみだけだと1,200万でございまして、そのほか、県広報誌の総合雑誌「Jaja」が500万、県外で「みやざきweeeek」という形でいろんなプロモーションをやっています。こういうイベントの経費が2,100万ほどございます。着ぐるみだけだと、もう一度申し上げますが、1,246万円の当初予算でございます。

田口委員 工業支援課長にお伺いします。今回、新規の事業等々ありまして、その中にコーディネーター、アドバイザー、全部合わせますとコーディネーターが4名と事務職1名、アドバイザーが1名、これは新たに採用なのか、専従なのか教えてください。

田中工業支援課長 こちらの人は全て公募して新たに採用する予定にしております。

田口委員 ということは、専門知識を持っている人、あるいは幅広い人脈がある人を入れて、それは年齢も関係なしに公募して、何かしらの採用試験で選出するということですか。

田中工業支援課長 事業目的に応じて、いろんな経験、知識をお持ちの方を公募して選考したいと思っております。

田口委員 選出するのは商工会議所や工業会、中小企業中央団体が選ぶんですか、どこが

最終的には決めるのでしょうか。

田中工業支援課長 これはそれぞれの団体で最終的には決めることになります。

田口委員 今のコーディネーター、アドバイザーの人件費はこの事業費の中に当然入っているとありますが、事業ごとに教えていただけますか。

田中工業支援課長 最初の新規創業・新事業創出支援事業につきましては、コーディネーターの単価を月33万円といたしております。それから2番目の次世代産業人材支援事業は、アドバイザーということで月20万円を予定しております。3番目の食品産業県内市場開拓支援事業のコーディネーターは月27万円を想定しております。最後のものづくり産業東アジア市場開拓は、コーディネーターが月33万円、事務補助員が月12万円を予定しております。以上です。

田口委員 これは雇用の期間は2カ年になるんですか。

田中工業支援課長 雇用は1年間となります。

田口委員 1年ということは、2年目に入るときにはしっかりと検証して、継続するかどうかを決めるということでしょうか。

田中工業支援課長 これらの事業につきましては、基本的には3月からスタートする事業がほとんどでございます。3月から来年の2月いっぱいまでということで、1年間ということでございます。

田口委員 公募はいつごろやる予定なのでしょうか。

田中工業支援課長 この補正予算を認めていただきましたら、早速人選をしたいと思っております。

それから1点だけ、一番最初の新規事業の

(2)新事業チャレンジ塾開催事業につきましては、来年1月から12月までを予定しております。

田口委員 いろんなところから来るとは思いますけれども、公募するのは、年齢とか出身地、県職のOBの方とか全然関係ないわけですか。それなりの能力があると認めればそれで決まるわけですね。

田中工業支援課長 基本的には年齢とか関係なく、能力のある方、それから今職についていらっしゃる方ということで公募して採用したいと思っております。

田口委員 産業支援財団等にもコーディネーターとかいらっしゃいます。人件費を払うわけですから、先ほどの効果という話も出ますけれども、そこあたりをしっかりと検証しながら、お金を出すからには宮崎のためにどれだけ頑張ってくれるかということはしっかりとチェックしながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

右松委員 関連ですが、工業支援課の4事業は、事業の成否がアドバイザーとかコーディネーターにかかっているのかなという気がするんです。本当にしっかりとプロ、専門家をコーディネーターとかアドバイザーにしないと、ただ事業費を消化しただけになってしまう危険があると思うんです。先ほど人選はそれぞれの団体でということですけど、お手盛りというか、団体がしっかりとした成果を出すという意志で専門家を選んでくれればいいんですけれども、その辺はどういうふうにご考えておられますか。

田中工業支援課長 もちろん各団体に任せっ放しということではございませんで、予算を出しますので、人選に当たりましては私どものほ

うもしっかりかかわって行って、効果が出るような人を選んでいきたいと思っております。

右松委員 各団体にお任せではなくてしっかり絡んでいくということですから、3月から2月までということですが、事業の成果はどうやってはかっていくのか教えてください。

田中工業支援課長 最初の新規創業・新事業創出支援事業でいけば、経営革新にチャレンジをする企業が何社出たかとか、新たなものに挑戦する企業が幾ら生み出せたかといったことも効果として踏まえていきたいと思っております。それから食品産業県内市場開拓で言えば、食品産業のマッチングの件数、あるいは県内スーパーとの取引がどれくらい生み出せたか等を含めて成果をしっかりとらしていきたいと思っております。

右松委員 これは成果報告をきちっとやっていただきたいと思えます。先ほど言った新規創業、チャレンジが何社あって、幾ら生み出したのか。先ほど言われたマッチングの件数にしても取引の額にしても、しっかりと成果を出して、関係団体に強く言ってもらいたいです。そしてできれば具体的な数値目標を団体から引き出してもらって、これだけの数値を目標として設定して、何とかそれに近づくように頑張るといことで、それに沿った人選も措置していく。そこまでしっかりと関係団体に伝えてもらいたいですけど、どうでしょうか。

田中工業支援課長 最初の新規創業・新事業創出支援事業につきましては、平成23年度に、事業概要にあります(2)の新事業チャレンジ塾を実施した経緯がございます。過去やりました事業では新たに15企業が新しい分野に挑戦する機運が出てきたということで、今回の事業につきましてもしっかりと成果を捉えていきたい

と思っております。

右松委員 あくまでも財源のことをしっかり押さえていただいて、成果を必ず出すようにお伝えください。

それから2つ目ですが、中野委員のほうから話のありました「オールみやざき営業チーム」についてです。アピール課の答弁を聞いていますと、大丈夫かなと正直思います。商工観光労働部長が答えられましたので、来年度では私は遅いと思っていましたから、24年度の消費額あるいは効果をきちっと測定してもらいたいです。

それから、アピール課の話だと具体的な戦略がいま一つ見えないんです。例えば、くまモンの話を出されましたけれども、福岡空港とか県外にもキャラクターグッズでアクセサリとかキーホルダーとか置いてますよね。具体的にどういうふうにして広げていけるのか教えてください。

井手みやざきアピール課長 みやざき犬のキャラクターにつきましては、今年度は県内を中心に認知度を高める活動をしてきたところがあります。プラスして、先ほどの部長の答弁にございましたように、フェイスブックを7月に立ち上げて動いております。当然、県外でもイベント等で出演をしております。その結果、実は県外のファンもかなりついてきてまして、先ほどフェイスブックの7割が県外と。ファンレターも県外から来るようになりました。来年度、この事業をもし認めていただければ、まず九州を中心に県外に営業をかけていこうということで、県外の企業にも「使っただけませんか」というような営業もしますし、イベントにさらに積極的に参加をするという形です。県外のイベントにどのように絡んでいく

か、なかなかきっかけが難しいところもございますが、ゆるキャラが出演するイベントには今年度もほとんど出ましたし、それ以外の県の主催するイベントには当然全部出ていこうという形しております。まず足元を固めて、宮崎から九州、そして県外事務所のある東京、大阪を基点に活動していく予定でございます。

右松委員 先ほどの答弁で県として3番目と言われましたけれども、上位を教えてもらっていいですか。

井手みやざきアピール課長 1位は今治市のゆるキャラである「バリイさん」というキャラクター、2位が山口県の「ちよるる」という県が推しているキャラクター、3位が群馬県が推しています「ぐんまちゃん」という馬のキャラクターです。県がそのまま推しているとする、6位に島根県の観光キャラクター「しまねっこ」という頭に神社の社をかぶったキャラクターです。次が飛びまして23位、埼玉県「コバトン」というハトのキャラクターです。24位に長野県の観光キャラクターで「アルクマ」、その次が宮崎県、27位でございます。

右松委員 ということは、県としては3番目になるんですか。

井手みやざきアピール課長 済みません。訂正させていただきます。6番目でございます。

右松委員 会派で一般質問の総括があったときに、自画自賛が多いということであるという問題になったんです。もうちょっと上を目指していかないと、現状維持だとずるずる下がっていきますので、意識をしっかりと変えていただきたいのが1点。

最後にしますけど、事業概要で、公募して採択業者に委託して実施ということですが、(1)～(5)は結構広範囲にわたっています

よね。雇用して着ぐるみで広報活動する事業、それからグッズ製作、販路拡大、広報活動、事業が多岐にわたっているんですが、これは採択業者に一括してこの事業を任せるような形なんでしょうか。

井手みやざきアピール課長 基本的に一括して任せる予定でございます。広告宣伝会社等の一貫した業務として一くくりで受けていただける業者がいらっしゃるのではないかと推測しております。

右松委員 危惧するのは、多岐にわたりますから、各方面で相当しっかりとした考え方を持っている人がトータルでいないと、県外で着ぐるみのほうは一生懸命やったけれども、グッズの製作が薄くなってしまったということにならないように、しっかりとした成果を出していただきたいということを強くお願いして、終わります。

井手みやざきアピール課長 委員おっしゃるとおりでございます、実は今回7名ということで、本年度分よりも若干ふやしております。というのは、(4)、(5)という広報で営業したりグッズの営業をサポートする人員をプラスさせていただいております。この辺の活動が非常に重要だと私どもも思っておりますので、充実させていきたいと思っております。

緒嶋委員 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施に伴う補正額は、全国枠では800億あったわけですか。

平原地域雇用対策室長 国の経済対策の第二弾がこの間発表されまして、その中で全国枠で800億円を積み増すという話でございます。

緒嶋委員 であれば、その800億を全国に配分したということですね。

平原地域雇用対策室長 これから配分をする

ということでございます。

緒嶋委員 これからというと、県の予算はその中から来た予算じゃないわけですか。これからという意味がはっきりわからない。

平原地域雇用対策室長 今回補正で御審議いただいておりますものについては、これまでに積み立てた基金を活用している部分でございます。800億円については今後国から交付されるということでございます。

緒嶋委員 それであれば、県が今度予算を組んだのは、国に、こういふことで予算を組みますから予算を下さいということじゃなくて、県独自で予算を組んだということですか。

平原地域雇用対策室長 今お話のとおり、基金については、基金の枠として国から何十億ということになりますので、それを各県で事業を組み立てましてこのような形で予算化していくという手順をとっております。

緒嶋委員 であれば、予算執行した成果というかいろいろ出ましたが、それは国に、こういふ事業でこういふことをやりました。結果こういふ成果が出ましたという報告は出すわけですか。

平原地域雇用対策室長 まず計画段階で国のほうに出しまして、終了後に実績という形で出しますが、もともと雇用自体を目的とする基金でございますので、成果としては何人雇用したかというようなことで報告をいたしております。

緒嶋委員 いずれにしても、今後800億円が新たに配分されるわけですね。それは今年度の次の補正に組み込まれるわけですか。25年度の予算に800億というのは影響を与えるというか、今後はどういふ展開になるわけですか。

平原地域雇用対策室長 まだ具体的にいつ交

付をするというところまで国からおりてきておりませんが、予備費を使うということですので、できるだけ早く予算化をしろという話になると思います。ただ、議会等の日程等考えますと、2月補正で積み立てをいたしまして、できるだけ早い時期に事業化をしていくことになると思います。

緒嶋委員 宮崎県の場合は、単純に考えれば全国の1%が宮崎県の配分基準になるわけで、800億ということであれば8億ぐらいは配分が来てもおかしくないわけです。そういう意味では、宮崎県は雇用情勢は大変厳しいことを十分考えながら、宮崎県は今まで、交付金が我々が想定するよりも少なくしか配分されておらんわけです。今度の議会でもあったが、執行部の皆さん方が本気度を持って頑張らにや、毎年経済発展せにやいかんわけですけれども、今、宮崎県は衰退に入っておるんじゃないかという懸念を持っておるので、これは満額来るわけですから、一番有利な財源になるわけです。800億を幾ら持ってくるか、10何億来ればありがたいわけですが。新たな展開を考える上では、さらに上積みをするような意欲で予算確保に頑張ってもらわないと、国からこれだけしか来ませんでした。ただけじゃなくて、これだけ国から確保してきましたというような前向きな努力が、県知事以下職員の皆さん方の目に見えた前向きな姿勢がなかなか我々に伝わってこんわけです。皆さんが、何回でも東京に行って頑張るんだという姿勢の中で予算確保をやる。その中で有効活用は当然でありますけれども、歳入がなければ執行はできないわけですから、宮崎県は自主財源が少なければ、こういう財源を確保することは一番ありがたい財源ですので、歳入確保に全力を集中してほしいと思うんですけど、その意気

込み、本気度を伺いたいと思います。

米原商工観光労働部長 緊急雇用創出基金につきましては、昨年来、宮崎県出身の方ということもございまして、厚労省の職業安定局長に4回お会いして、担当室長にもその都度お会いして、基金の継続、あるいは同様な継続事業の実施についてお願いをするとともに、こういった形で全国枠で国として措置をするということがわかった段階で、少しでも多くということ、例えば口蹄疫の話、新燃岳の話、地域経済の状況等もつぶさに御説明をさせていただいております。ことしの7月だったと思いますが、同じようなことで参りまして、そのときには緊急雇用は厳しいかなというお話でしたが、「そういうことがある場合には、宮崎県については御配慮をよろしくお願いします」ということで、これまでもその都度申し上げてきたところでございます。

緒嶋委員 部長以下全員がそういう思いで、いろいろな機会を捉えながら頑張っていたのが、宮崎県の経済の浮揚のためにも宮崎県が口蹄疫そのほかの災害等含めて厳しい状況にあればあるほど、県職員は県民のためにおるわけですから、自分のためもちろんですが、県民のためにいかに自分の能力を発揮するかが公務員の使命であろうと思いますので、我々も頑張らにゃいかんけど、皆さん方は我々以上に頑張るといふ気持ちで予算確保にはぜひ努力していただきたい。また、それを有効に活用することはそれ以上に重要なことだと思いますので、いろいろ言われたアピール課の問題も、「今効果は上がっていないけど、計算したらこれだけは効果が上がりました」、何を聞かれても答えられるような努力をしないと、「そういうのは今から考えます」というのでは前向き

じゃないわけです。「今はこれだけしか上がっていないけど、将来はこれだけ上がるように努力します」と言えば、皆さん納得するわけですので、聞かれて答え切らんようなことじゃだめだと思ふ。そこ辺も含めて、「今、どれだけ効果が上がったかな」「効果はまだ微々たるものですが、これだけ努力しておりますから上がります」というような説得力のある説明をしていただくことが絶対必要だと思います。皆さん方が自分たちのアイデア、自分たちの能力で、それぐらい努力すればできんはずはないと思いますので、頑張ってもらいたいということを強く要請しておきます。

図師委員 細かなところですが、地域新産業・雇用創出についてお伺いします。対象団体の最後に「協議会」と書いてあるんですが、この理解は、商工会、農協などの加工品を開発する部会、女性部会などの団体が対象となることもあるんですか。

中田商工政策課長 経済団体を中心に何社か民間企業が入ってもよろしいし、NPO法人が入ってもよろしいんですけども、協議会をつくっていただければ対象団体になります。単体の経済団体、農協とか商工会、観光協会が単独でやりますというのは、もちろん対象団体になります。

図師委員 同様事業の実績の中で都農のふぐ井なんか取り上げていただいたと思うんです。地元の話で申しわけないんですが、児湯だけでもトマト鍋の加工があったり、ロールキャベツ、こんにゃくそば、シイラのすり身を使った浜うどん、いろんな加工部会が頑張ってもらっているところです。ただ、それが商工会とか農協に丸かぶりの団体ではなくて、そこに加盟している有志でつくられている食品の開発グルー

プだと思っんです。そういう方々へこういう事業は届かないものですか。

中田商工政策課長 今、委員がおっしゃったふぐ井あたりもこの事業で以前やっております。経済団体と一緒に協議会をつくっていただいて、特に児湯地区は東児湯で協議会をつくっていただいて、ロールキャベツ井、新富そばなども前の中山間の事業でやった事業でございます。協議会のメンバーに入っっていただいて、地域の資源を使っって新事業、サービスを起こしていただく取り組みであればこの事業の対象になります。要するに地域全体が盛り上がっって取り組んでいただくという趣旨もございませので、経済団体を中心にそういう協議会をつくっっていただければ大丈夫だと考えております。

図師委員 都農の例なんかを参考にさせてもらいながら、地域のほうにまた働きかけていきたいと思っます。ありがとうございます。

山下委員長 なければ、次に、その他報告事項に関する説明を求めませ。

平原地域雇用対策室長 本県の雇用情勢について御説明いたしませ。

委員会資料の12ページをござんください。まず、1の(1)有効求人倍率の推移でございませが、直近の10月については先週の金曜日に公表されませ、全国が0.80倍、本県は0.70倍ということで、いずれも前年同期を上回っっておりますが、前月との比較では、表にありますとおり、この9月に、全国が3年2カ月ぶり、本県が2年7カ月ぶりに0.02ポイント低下いたしませました。10月につきませしては、全国は引き続き0.01ポイント低下いたしませましたが、本県は横ばいとなっっております。

次に、(2)の県内の地域別有効求人倍率ですが、表のとおり、高いほうが高鍋の0.91倍、

低いほうが高鍋の0.54倍となっっております。前年同期との比較では、日南が同率で、他の地域は上回っっている状況でございませ。

また、(3)の九州各県の状況でございませが、高いほうでは大分県が0.75倍、低いほうでは沖縄県が0.41倍となっっております。表のとおり全県で前年同期を上回っっております。九州の平均で申しませると0.66倍となっしております。本県は、九州では福岡と並んで3番目、全国では31番目となっっております。

次に、2の完全失業率の推移についてでございませ。総務省の労働力調査によりませると、全国の完全失業率は、ござんのとおりことしは4%台で推移しており、直近の10月が4.2%ということで、前月、9月と同率でありませして、前年同期よりは0.2ポイント改善いたししております。都道府県別の完全失業率については四半期ごとのモデル推計値が公表されっておりますが、本県は直近の7月から9月の平均で5.1%となっっております。

最後に、3の来年3月の新規学校卒業予定者の就職内定状況(10月末現在)についてでございませ。まず、上のほうの高等学校でございませが、一番右の欄のとおり66.2%ということで、前年と同率、前々年比では4.6ポイント上回っっております。また、その下の欄の大学につきませしては45.4%ということで、前年より7.7ポイント、前々年比でも6.7ポイント上回っっております。

以上のとおり、これまで全般的に雇用の指標は回復傾向で来ておっったわけですが、有効求人倍率等一部陰りが見られるものも出てきておりますので、今後ともその動向を注意深く見守りながら、労働局や教育委員会と連携して新卒者を含めた求職者の就職支援に取り組んでまいり

たいと考えております。以上でございます。

向畑観光推進課長 それでは、資料の13ページをお開きください。えびの高原スポーツレクリエーション施設について御報告いたします。

1の修繕工事等についてであります。まず、実施設計につきましては見越設計有限会社に委託したところでありまして、委託期間は24年9月28日から10月12日まで、契約額は29万4,000円です。

次に、工事施工であります。株式会社鎌田建築に発注したところでありまして、施工期間は10月23日から12月6日までとなっております。契約額は305万4,000円です。

なお、工事につきましては先週末で終わりをまして、本日、完了検査を行うこととしております。今後、アイススケート場の営業開始に向けて整氷作業を行い、12月14日にオープンする予定となっております。

お手元に、委員会資料とは別に現場の写真をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。写真にございますように、右のほうに「1、2」と書いてございますが、今回の修繕の施工箇所である北側フェンス全体の修繕状況でございます。下の3につきましてはその基礎の部分でございます。当初ありました支柱を外してH鋼で支えるようにしております。そのほかリンク内から漏れた水を排出するための溝を設けております。

裏のページをごらんください。一番上の写真はH鋼設置箇所の状況でございます。ここまでは私どものほうでいたしました工事でございます。次の真ん中と下の写真は北側フェンス以外の土台の破損箇所についての修繕でございます。指定管理者において行ったものでございます。

次に、資料に戻りまして、2の抜本的対策検討に係る調査についてでございます。今回のリンクフェンスの破損原因といたしまして、地中が凍る現象やリンクの氷結による圧力などが考えられますことから、コンクリート工学が御専門の宮崎大学名誉教授であります中澤先生にも相談いたしました。またパティネレジャー社にも御意見をいただきまして、スケート場敷地がどれぐらいの深さから凍るのか、それによる地中の圧力の状況、その結果どのくらいリンクが持ち上がるのか等につきまして、また、リンク内の氷結 氷をつくることにより支柱にどのような圧力がかかるのかなどを測定することとしております。これらの調査結果を踏まえ、今後の対策について検討してまいりたいと考えております。

観光推進課からの説明は以上でございます。

山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑を承ります。

中野委員 えびの高原スポーツレクリエーション施設についてですが、県がやった以外での工事ということで5、6の説明がありましたが、指定管理者が行った工事費は幾らだったのでしょうか。

向畑観光推進課長 正確にはつかんでおりませんが、30数万円だったと伺っているところでございます。

中野委員 30数万円は把握されて、正確にはわからんわけですか。

向畑観光推進課長 私どもの工事は全部終わったんですけれども、こちらの工事が塗装とかが残っておりますものですから、それで少し時間がかかっていると思います。

中野委員 後日教えてください。

向畑観光推進課長 了解いたしました。

中野委員 有効求人倍率のことでお聞きしたいと思います。前も1回聞いたと記憶しているんですが、県内の地域別の求人倍率、以前から、日向・延岡地区がいつも低くて、なぜか諸県地方が高いんです。これの分析を前もお願いして、明快な回答がなかったようですけれども、その後を含めて、なぜ西諸地域が一番高いのか、県北が一番低いのか、分析されておられませんか。

平原地域雇用対策室長 具体的にこれだからこうというのが難しいのですが、産業別の求人を見てみますと、小林は医療福祉系の求人、それから製造業、中でも電子部品製造の求人が多く出ております。ただ、求人全体の伸びを昨年度とことしの10月末ぐらいで比べますと、伸び率が4.9%ということで、県全体から見ると小林地区は低い水準になっております。それから小林は、ことし求職者が県内で唯一増加しております。求人がある程度出ますと求職者も出るという傾向かと思えます。それからほかのところとの違いで言うと、求職者に対する就職した数が15.5%ということで、ほかの地区より4~5%就職率が高いという傾向が見られております。就職率が高いと、当然次の月に残っていく求職者が減ってまいりますので、そういう影響が続いて、よい状況が続いているということではないかと思っております。

中野委員 分析をすればそういうことだったのかどうかわかりませんが、現実には、西諸地域で我々が相談を受けるのは、息子の、あるいは家族の働く場を見つけてくれ、ないかということばかりなんです。新規卒業生も含めて、結局よそに出ていくんです。大学生もなかなか帰ってこれない。それが現実なんです。えびのの副

市長をされた方も課長におられますが、厳しい雇用状況なんです。なのにこういう数字なんです。根本的におかしいというか現実に合わない何かがあるという気がしてならんとです。農家の子弟ということで隠れているのかどうかわかりませんが、県北の日向あるいは延岡は工業、諸県地域からすると農業がないですよ。そこあたりを調査して、現実には厳しいですから、働く場も少ないしですよ。県北に行けば工業地帯で、他県に行ったような気がしてならんとです。唯一ああいう感じを受けるのが県北、日向から延岡あたりまでです。それでもいろんなことで人口は減っておりますけれども。ああいう働く場があるような感じは、私が行き帰りする諸県地方では見受けられません。働く場がないんです。6月議会でも分析してほしいと言った記憶があるんです。だから今回も言うんだけれども、そのあたりを根本的にこれはハローワークの数字をただここにぱっと紹介されただけのことだから、雇用の実態を把握して、そのこととこういう施策との差違なども含めた分析を次の2月議会には必ず報告してください。お願いしておきます。

平原地域雇用対策室長 産業地帯ということで県北ですが、今、新規求人を見てみますと、製造業の求人より医療福祉系の求人のほうが相当多くなっておりまして、ずっと伸びてきております。これは少子高齢化の中でそういう施設もできてふえてきているものと思えます。ただ、この求人については専門的な求人が当然多うございまして、事務職の求人等を見てみますと求人倍率はどこも0.2倍程度になっていると思いますので、どの地区もそういう意味では厳しい状況にあるかと思えます。

中野委員 では、なぜ高齢者率が日向、延岡

よりも西諸あたりは高いんですか。

それから誘致企業も、県中がほとんどだけ、我々がなってから、秘密で公表してくれるなというのがえびのには1件あっただけで、誘致企業が決まりましたという報告は西諸はほとんどないです。私の机の上と自宅に、なぜか2通も持ってくるけど、私の家に来たからえびののことかなと思ったら、違いますがね。実態とのギャップがあり過ぎるんです。今すぐというわけにはいかんけれども、根本的に雇用という面で分析して、こういう数字はおかしいということも含めて教えてください。

平原地域雇用対策室長 今説明しました求人の動き等も含めまして、労働局とも毎月連絡会議をやっておりますので、その辺も含めてできるだけの分析はしてみたいと思います。

押川委員 今のに関係しますけれども、高鍋がやはり低いんです。中野委員からありましたけれども、私もそのように考えておりました。企業誘致関係でも、おっしゃるとおり我々の自宅にどこどこが誘致企業が決まりましたと来る、西都児湯はほとんど見ないんです。今言われるようにばらつきがあるんじゃないかという気がしてならんとです。いつ見ても高鍋管内は低いわけでありまして、県内においても都城、西諸あたりに比べると0.4ぐらい低いわけでありますから、抜本的に何か対策を打ってもらわないと、我々もいろんな職の相談を受ける中で本当に困っている状況でありまして、何でこんげ低いのかということに対してどのような分析をされているか、わかれば教えてください。

黒木企業立地課長 まず、地区ごとの立地状況でございますけれども、平成19～23年度の5カ年で申し上げますと、県北地区が約2割、県央地区、県西地区が約3割、西都児湯、県南地

区がおおむね1割という状況でございます。今年度につきましては西都児湯地区、非常に頑張っておられまして、6件ぐらいいいっているんじゃないかと思っております。

企業立地の立場から申し上げますと、県内各地にバランスよく立地していただきたいと思っておりますし、私どもが県外でPRするときは県内を幅広くPRさせていただいております。ただ、現実問題として、企業のほうから、これぐらいの広さで、これぐらいの金額でといろんな要求、提案がございますので、我々としてはそれに応えざるを得ない。当然他県との競争もでございます。結果として、今申し上げたような割合になっているということでございます。

山下委員長 逆に、撤退したところとか倒産したところの把握はされていないんですか。

黒木企業立地課長 フォローアップということで、立地いただいた企業を訪問しております。平成14～23年度の10年間に立地企業として認定した企業が237件ございます。そのうち閉鎖をしたのが20件ございまして、1割弱の企業が閉鎖をされているということでございます。私どもとしてはなるべく地元にずっといていただきたいと思っておりますし、そういうお願いをしているところでございますけれども、昨今の経済情勢、親会社あるいは取引先の意向で閉鎖あるいは規模を縮小される企業がいらっしゃるのも事実でございます。

押川委員 今ありましたとおり、企業誘致の条件がある程度前もってわかれば対応は十分できると思うんです。ただ、見込みがないところに企業誘致というのは難しいところもあるかもしれませんが、市町村において、こういった企業が来そうだとか前もって情報として入るのであれば、そういう情報を流していただいて企

業誘致ができるようお願いをしておきたいと思ひます。西都児湯、少しずつ伸びておるといふことでありまふけれども、ほかの地域に比べるとまだまだ雇用数も少ないし、小さい規模の誘致になっておるんじゃないかと思ひますので、できるだけ中から大のものが来るようにお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

中野委員 数字が大きければ本当かと言われりし、少なければなぜいつも少ないかと言われりし、あなた方も戸惑いがあるかもしれまふせんが、きょうの1号議案は緊急雇用ですから、ハローワークが出した数字に惑わされないで、本物の雇用のことを宮崎県としてぴしゃっと把握して、これからの雇用はどうあるべきか、誘致はどうあるべきか真剣に取り組んでほしい。真剣は真剣なんだけれども、もっと現実を見定めて取り組んでほしいといふことです。答弁は要りませんが、よろしくお願ひしておきます。

右松委員 私も厳しいことを言うようでお申しわけないと思ひていますが、おかしいと思ふのは、12ページの雇用情勢の完全失業率ですけれども、全国平均よりも高くなっています。四半期ごとの数字で5.2、5.1といふのは深刻な数字だと受けとめております。全国の数字がよくなっているのに対して本県は悪くなっているわけです。こういった数字が目立つところは丁寧に説明をしないと説明になっていないと思ひますけど、この要因と分析を教えてください。

平原地域雇用対策室長 四半期ごとの平均のモデルについては国の労働力調査で出てきた数字ですが、国に聞きますと、労働力調査の各県の部分については、もともと各県のデータが推計できるような統計上の設計がされていないので上下することが激しい状況でございまして、必ずこういう数字にはなりません。ただ、有効

求人倍率で見てもらいますと、全国が0.80倍で本県が0.70倍といふことで、その分だけ職を求めていらっしゃる方が多いわけでございますから、失業率についてもその分上がってくるものと考えております。

右松委員 今の説明はどうかと思ひます。有効求人倍率が多少上昇しているにもかかわらず失業率が上がっているといふことは、マッチングがうまくいっていないといふことですよ。なぜこういう失業率になっているのか。県民の側からすると、雇用関係とか失業率は物すごく考えていかないといけない重要な問題なんです。もうちょっと分析が必要だと思ひますけれども、その辺教えてください。

平原地域雇用対策室長 その点も含めて検討させていただきたいと思ひます。

右松委員 それから、宮崎県を預かる職員もそうですけど、意識を強く持つためには、個人的には、表示は宮崎県を上にしてもらって、下を全国にしてもらって、より宮崎を意識していくような表示の仕方のほうがいいと思ふんですけど、表示方法に決まりはあるんでしょうか。

平原地域雇用対策室長 特にございませぬ。従前からの報告のやり方でさせていただいたところでございませぬ。

右松委員 まず本県がどうなのかを考えていくわけですから、本県を上にして全国は下がいいと思ひます。

平原地域雇用対策室長 次回からそのようにさせていただきたいと思ひます。

山下委員長 よろしいですか。なければ、商工観光労働部の審査を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後 1 時 3 分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部でございます。本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

濱田県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。失礼して座らせていただきます。

お手元にお配りしております常任委員会資料をごらんいただきたくと存じます。表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の議案、それから右のページに報告事項及びその他の報告事項を担当課ごとに記載しております。

まず、1の議案につきましては、一般会計及び港湾整備事業特別会計補正予算のほか、工事請負契約の締結、地域主権改革一括法等の施行に伴います条例の制定等、また、来年5月に予定しております小倉ヶ浜有料道路の無料化に伴います宮崎県道路公社定款の変更や、公の施設でございます県営住宅の指定管理者の指定についてであります。

次に、報告事項につきましては、道路の管理瑕疵等に係る損害賠償額を定めたことについて、及び県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

最後に、その他の報告事項でございます。まず、項目としては上がっておりませんが、先般発生をいたしましたトンネルの天井板落下事故

を受けた県内のトンネル緊急点検についてと緊急輸送道路の見直しについてであります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

江藤管理課長 管理課でございます。県土整備部の11月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。この表は、一般会計繰越明許費の補正の状況について集計したものであります。まず、1の追加は、今議会で新たに繰越承認をお願いするものでありまして、10の事業で10億8,078万6,000円であります。

その下の2の変更については、9月議会で承認を受けました14の事業のうち、太線枠内の12の事業において増額をお願いするものでありまして、増額申請額は、表の右端Eの欄の46億3,118万6,000円であります。

下の参考の太線枠内をごらんください。今議会で追加、増額している繰越申請額の計は57億1,197万2,000円であります。なお、9月議会で承認を受けました繰越事業との計は、右隣に記載のとおり、24事業で107億4,647万2,000円となります。

右の2ページには、今回新たに追加します10事業、また3ページには、変更で増額します12事業について記載しております。いずれの事業も工法の検討や用地交渉、関係機関との調整に日時を要したことなどにより繰り越しをお願いするものであります。

次に、4ページをごらんください。一般会計の債務負担行為の追加であります。今回お願い

しておりますのは、建築住宅課の県営住宅管理費のうち、県営沖の下B団地ほか26団地の管理運営委託で、期間は平成24年度から27年度まで、限度額は1億7,010万円であります。

次に、5ページをお開きください。港湾整備事業特別会計の繰越明許費であります。これは細島港整備事業で2億4,500万円をお願いしております。繰り越しの理由は、関連工事のおくれによるものであります。

県土整備部の11月補正予算の概要につきましては以上であります。

谷口道路建設課長 道路建設課であります。

委員会資料の6ページをお開きください。まず初めに、議案第18号「県道の構造の技術的基準を定める条例について」御説明いたします。

まず初めに、1の制定の理由についてですが、地域主権一括法の施行に伴いまして道路法が改正され、これまで国において定められていた道路の構造基準について、道路管理者である地方自治体がそれぞれ条例で定めることとなりました。これによりまして今回、条例に委任された県道の構造基準につきまして、国の基準を参酌し新たに条例を制定するものであります。

2の制定の内容でございますが、県道を新設し、または改築する場合における、道路の幅員、線形、勾配など道路の構造の一般的・技術的基準につきまして、ほぼ国の基準を基本としたものとしております。

なお、本県独自の基準といたしましては、歩道等を設置しない道路におきまして路肩の幅員の基準を規定したところであります。具体的には、その下の独自基準の内容に記載のとおり、歩道、自転車道または自転車歩行車道を設けない道路のうち、歩行者または自転車の通行空間

を確保する必要がある場合には、地形の状況その他やむを得ない場合を除きまして、車道の左側に設けます路肩の幅員を0.75メートルから1.25メートルに広げることを規定しております。

3の施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行することとしております。

委員会資料の7ページをお開きください。次に、議案第19号「移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例について」であります。

まず初めに、1の制定の理由についてですが、先ほど御説明いたしました県道の構造の技術的基準を定める条例と同様に、地域主権一括法の施行に伴いまして「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、これまで国において定められていた特定道路の構造基準について、道路管理者である地方自治体がそれぞれ条例で定めることになりました。これにより今回、県道における特定道路の構造基準につきまして、国の基準を参酌し新たに条例を制定するものであります。

なお、特定道路とは、下の米印に記載のとおり、多くの高齢者や障がい者等の移動が通常徒歩で行われておりまして、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な道路として国土交通大臣が指定した道路であります。現時点では、県内で重点整備地区となっております宮崎駅及び南宮崎駅周辺の一部の県道が指定されております。

2の制定の内容でございますが、高齢者、障がい者等の利便性や安全性の向上を図るために、特定道路の新設または改築を行う場合に、歩道等の幅員や勾配、立体横断施設の通路や傾斜路などに関する基準につきまして、ほぼ国の

基準を基本としたものとしております。

なお、本県独自の基準といたしましては、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」との整合を図りまして、横断歩道に接続する歩道等のすりつけ勾配や排水施設等の設置に関する基準を規定したところがございます。具体的には、その下の独自基準の内容に記載のとおりで、まず、(1)の横断歩道に接続する歩道につきまして切り下げ勾配を5%以下とすることや、信号待ちの車椅子使用者が円滑に転回または停止できるように必要な水平区間を設けることとしております。また、(2)の排水施設等につきましては、つえや車椅子の車輪等が落ち込まない構造とすることや、横断歩道における歩道と車道が接する切り下げ部分については、高齢者がふたの上で滑る危険性があることから、排水ますをこの部分には設置しないよう努めることを規定しております。

3の施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行することとしております。

続きまして、委員会資料8ページをお開きください。次に、議案第26号「工事請負契約の締結について」御説明をいたします。

主要地方道宮崎西環状線社会資本整備総合交付金事業(松橋工区)、仮称跡江高架橋上部工工事の請負契約の締結についてであります。下に位置図を示しておりますが、宮崎西環状線松橋工区は、宮崎都市圏の外環状線として、市中心部の交通渋滞の緩和や空港、高速インターなどへのアクセスの向上を目的として整備に取り組んでおり、平成26年度中の完成供用を目指しているところであります。跡江高架橋につきましては、主要地方道の南俣宮崎線をまたぐ高架橋で、さきの常任委員会において御視察をいただいた箇所でもあります。

9ページをごらんください。跡江高架橋の平面図、側面図、横断図を載せております。中ほどの側面図をごらんください。平成23年度から工事に着手しております。これまでに、一番左側のA1橋台を除く下部工5基が完成しております。A1橋台につきましても12月中に発注する予定としております。

8ページにお戻りください。1に跡江高架橋の概要を、2に議案対象工事の概要を記載しております。橋長が210メートル、幅員が15メートル、鋼メタルの5径間連続非合成板桁の上部工工事であります。

3の工事請負契約の概要をごらんください。契約金額が6億2,160万円、契約の相手方が清本鉄工株式会社、工期といたしましては平成26年12月25日までとしております。

委員会資料の10ページをお開きください。議案第29号「宮崎県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について」であります。

まず、県議会の議決を求める理由につきましては、1に記載しておりますが、宮崎県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款変更の認可の申請をすることについて、地方道路公社法第5条第6項の規定によりまして県議会の議決を求めるものであります。

2の変更の理由であります。平成25年5月9日で料金徴収期間満了を迎えます県道日知屋財光寺線、有料道路名「小倉ヶ浜有料道路」の無料化に伴う基本計画の変更の申請を行うものであります。

3の変更の内容でございますが、このページの表にありますとおり、道路公社定款第15条に記載しておりました路線名「県道日知屋財光寺線」を削除するものであります。

なお、4の今後の手続といたしましては、今県議会で議決をいただいた後、宮崎県道路公社と設立団体でございます宮崎県と共同で、国土交通大臣に変更認可の申請を行うこととなります。

道路建設課は以上であります。

永田道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の11ページをお開きください。議案第20号「県道の道路標識の寸法を定める条例について」御説明いたします。

初めに、1の制定の理由についてであります。が、地域主権一括法の施行に伴い道路法が改正され、これまで国が全て定めていた道路標識の寸法基準について、県道や市町村道に設置するものについては、道路管理者である地方自治体がそれぞれの条例で定めることとなりました。このため今回、県道の道路標識の寸法の基準につきまして、国の基準を参酌し新たに条例を制定するものであります。

次に、2の制定の内容であります。が、県道の道路標識の寸法の基準については、視認性や判読性を確保する上で一定の様式化を図る必要があることから、国の基準である「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の寸法の基準に準拠することとしております。

3の施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。

説明は以上であります。

大谷都市計画課長 都市計画課であります。

委員会資料の12ページをお開きください。議案第21号「都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例について」御説明をいたします。

1の制定の理由についてであります。が、これにつきまして地域主権一括法の施行に伴うも

のであり、都市公園法及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が一部改正され、都市公園や公園施設の設置基準及び公園施設のうち園路や広場、トイレなど、特に障がい者等への配慮が必要な特定公園施設の設置基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものであります。

2の制定の内容であります。が、都市公園の配置や規模に関する基準、及び都市公園内に設置します公園施設の建築面積が敷地面積に占める割合、いわゆる建蔽率の基準につきましては、国の基準を基本として制定するものであります。また、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用に配慮した特定公園施設等の設置基準につきましては、国の基準を基本としつつ、人にやさしい福祉のまちづくり条例との整合を図り、本県独自の基準を盛り込んで制定するものであります。

本県独自の基準といたしましては、(1)の通路と他の公園施設の間に縁石が設置してある場合に、縁石を切り下げて設ける出入り口は120センチメートル以上の幅と5%以下のすりつけ勾配とすることや、(2)の階段の高低差が250センチメートル(2.5メートル)を超える場合には踊り場を設けること、(3)の車椅子使用者に配慮して、園路の出入り口からできるだけ近い位置に駐車施設を設けることなど、10項目を定めたところであります。

3の施行期日であります。が、平成25年4月1日から施行することとしております。

説明は以上であります。

伊藤建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の13ページをお開きください。議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を

改正する条例について」であります。

1の改正の理由は、ことしの9月5日に制定公布されました「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づきまして、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を定めるなど所要の改正を行うものであります。

2の改正の主な内容であります。 (1)の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、まず、省エネルギー性能等の技術審査の適合証がある場合、住宅につきましては戸数に応じて、1戸の場合の6,000円から300戸を超える場合の18万1,000円までとなっており、非住宅につきましては面積に応じて、300平方メートル以下の場合の1万1,000円から2万5,000平方メートルを超える場合の21万1,000円までとなっております。次に、省エネルギー性能等の技術審査の適合証がない場合には、住宅につきましては3万8,000円から61万7,000円まで、非住宅につきましては11万7,000円から52万8,000円までとなっており、非住宅部分の外皮性能評価に係る加算額が面積に応じて13万8,000円から42万円までとなっております。

(2)の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料は、(1)の申請手数料と枠組みは同じで、金額を2分の1にしたものとなっております。なお、これらの手数料の額は、国が示しております登録業務にかかる所要時間を参考に所要の事務費を加算して算定しております。

3の施行期日は、公布の日から施行することとしております。

次に、委員会資料の14ページをごらんください。議案第22号「宮崎県営住宅の整備基準に関する条例について」であります。

1の制定の理由であります。地域主権一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、公営住

宅及び共同施設の整備基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものであります。

2の制定の内容であります。一般県営住宅、共同施設及び改良県営住宅、地区施設の整備基準につきましては、敷地、住棟、住戸の基準などの各種の基準を規定している国の参酌基準を基本として、これに本県独自の基準を盛り込んで制定することとしております。

独自の基準の内容であります。 (1)につきましても、地震・津波等の大規模災害に対して入居者等の安全確保に努める旨を規定しております。 (2)につきましても、現在、県を挙げて取り組んでおります県産木材の利用促進について、県産木材の活用を明確に規定したものであります。

3の施行期日であります。平成25年4月1日からとしております。

次に、委員会資料の15ページをお開きください。議案第23号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正の理由であります。地域主権一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、入居者資格の条件である入居収入基準が条例に委任をされたことから、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。入居収入基準について、国の参酌基準及び上限額を踏まえ、現行の基準をそのまま規定することとしております。 (1)にありますように、一般県営住宅の収入基準につきましては、本来階層については現行の15万8,000円を、裁量階層につきましても21万4,000円をそれぞれ規定しております。また、裁量階層の範囲につきましては、別途規則

で定める旨を規定しております。(2)にありますように、改良県営住宅の収入基準につきましても、本来階層につきましては現行の11万4,000円を、裁量階層につきましても13万9,000円をそれぞれ規定しております。また、裁量階層の範囲につきましても、一般県営住宅と同様に規則で定める旨を規定しております。

3の施行期日であります、平成25年4月1日からとしております。

最後になります、委員会資料の16ページをごらんください。議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第75条第3項の規定により、日向・延岡土木事務所及び西臼杵支庁の27団地、2,206戸の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により県議会の議決を求めるものであります。

1の指定管理候補者であります、延岡日向宅建協同組合となっております。

2の指定期間であります、今後の公営住宅を取り巻く制度改正や公営住宅の管理運営などの動向等を考慮しまして、平成25年4月1日から3年間を予定しております。

3の指定管理者候補者の選定であります、(1)の公募の状況につきましては、応募者は1団体となっております。なお、説明会には2団体の参加があったところであります。(2)の指定管理候補者の選定につきましては、記載のとおりであります。(3)の審査結果であります、採点は698点でありました。(4)の選定理由であります、最低基準点であります600点を超える得点を得たこと。実績や事業計画の内容等から、効率的かつ効果的に事業を確実に実施する管理能力を有していると認められるこ

と。広域化に対する組織体制の整備がなされていることと判断されたものであります。

最後に、4の指定管理料についてであります、年間で5,670万円、指定管理期間の3年間で1億7,010万円となっております。指定管理料3年分につきましては、11月補正予算で債務負担行為を計上しております。なお、今回の指定により、平成25年度からは県内全ての県営住宅において指定管理者による管理となる予定であります。

建築住宅課は以上であります。

山下委員長 議案についての執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆さん方の意見を賜りたいと思いません。

中野委員 議案第19号について1点だけお尋ねします。特定道路は、今まで国土交通大臣が指定されて県内に2カ所あるわけですが、今後は特定道路の指定は県でできるんですか、そのまま国土交通大臣なんですか。

谷口道路建設課長 基本的に重点整備地区の中の道路になります。重点整備地区は市町村が定めることとなりますので、市町村がそういった地区を定めて、その中の道路ということで特定道路になります。ただ、指定権者はあくまで国土交通大臣であります。従前は重点整備地区の指定条件として、駅の乗降客数が5,000人以上とか非常に厳しい規制がありましたが、現在はそれがなくなっておりますので、先ほど説明しましたように高齢者等に配慮すべき地区ということで市町村が指定することも可能でございますので、今後は特定道路に該当する道路もふえてくるのではないかと考えております。以上でございます。

中野委員 市町村が申請すれば国土大臣が今

後は指定していくということで、5,000人以上の乗降客数の枠はなくなったと。言うなれば、1日5,000人の乗降客数がないえびのの各駅も該当するということですね。

谷口道路建設課長 全てというわけではなくて、先ほども言いましたけど、公共施設等が重点的にある地区の道路を多くの高齢者や障がい者の方が利用されるという条件のもとであれば、そういう指定が可能であるということでございます。

中野委員 京町駅は旅館等が集中しているんですが、ああいうのは公共の施設とはみなさないんですか。

谷口道路建設課長 先ほど申しましたように、正確には官公庁の施設あるいは福祉施設を含むということになっておりますので、旅館というのはダイレクトには該当しないと考えております。

緒嶋委員 繰越明許、今度承認された24件、107億4,647万2,000円、これは現在のところ発注されたものはどの程度あるわけですか。

江藤管理課長 繰越明許を今回お願いしておりますけれども、通常、標準工期でとった場合に翌年度に工期がまたがる工事については、議会で繰越承認をお願いして、その議決を得た後発注にかかるというのが基本的な流れでございます。今時点で工期が明らかに翌年度にまたがるものについて、今回お願いをしているということでもあります。

緒嶋委員 今までに繰越明許にしたのはないわけですか。

江藤管理課長 委員会資料の1ページに記載しておりますけれども、2の変更のところ、9月議会において14の事業について50億余りの承認を先にいただいております。今回新たに追加

する部分と、既に9月議会で承認をいただいている中で額の変更をいたすものということをお願いしております。

緒嶋委員 9月議会で承認した14は、まだ発注はしていないわけですか。

江藤管理課長 この中には既に発注しているものもあるかと思えます。

緒嶋委員 今、宮崎県は景気が悪い中で、予算額の発注率はどの程度に上がっているわけですか。

江藤管理課長 県土整備部の発注の状況ですけれども、9月末現在、上半期における契約ベースで申しますと42%程度となっております。ただ、今年度から国の執行率の算定の仕方が変わりましたという数字になっておりますが、去年と同じような算定でいきますと5割強という状況になっております。

緒嶋委員 これは当然、発注の準備ができれば発注できないわけですがけれども、平準化ということは、繰り越しも平準化の一つの方法にもなるけれども、年度内に事業を終わるのが基本であることには間違いのないわけです。しかし、建設業が雇用しておる人の生活を考えた場合には、発注率はできるだけ前半というかつては前半に70%、80%発注しという時代もあったんですけれども、予算全体がないので、余り最初に発注してしまうと後半息切れするというのも考えてこういうことになっておると思うんです。今後政権がどうなるかわからんにしても、いずれにしても補正予算を組んで次の公共事業等含めて景気対策もやらにやいかんという流れになっておるので、発注率はもうちょっと上げんと景気対策にもなっていないんじゃないかという気がしてならんとですが、そのあたりの認識はどうですか。

江藤管理課長 発注の基本的な考え方としては、特に経済・雇用情勢が非常に厳しいということ、また口蹄疫からの早期復興ということで、速やかな執行を図るということで全庁的に取り組んでいるところであります。発注の平準化というよりは、むしろ速やかな執行を図ることによって、結果として年間通したときに平準化も図られるという考えでありますので、そういう方針のもとで各発注機関に対しましては速やかな執行と適切な進行管理をお願いしているところであります。

緒嶋委員 42%では、私はどうも速やかな発注という認識にはなれんわけでありまして、今はもう12月ですから、現時点で42%ですか。

江藤管理課長 上半期で捉えたときに、平成19年度以降は、去年までの算定の仕方でいきますと5割強程度で推移しているのが実情であります。

緒嶋委員 11月時点を考えた場合はどのくらいになりますか。

江藤管理課長 11月時点で捉えた数字は手元には持ち合わせておりませんが、昨年度までの状況を見ると11月末で65%前後の状況になっております。

緒嶋委員 私は前から、2月は減額補正せんように財源を確保しということをお願いしておったんですけれども、いずれにしましても追加補正が2月か3月にかけて増額で出てくるとすれば、現予算の中でも発注はできるだけ急いでおくべきだと思うんです。当然準備ができないと発注できないということはわかります。用地のこともある、いろいろ条件はあるけれども、姿勢としては発注を急ぐという前提でやるのが、宮崎県のような厳しいところは景気対策を含めて重要だと思いますので、土木予算全

体から見た場合、繰り越しが100億超すというのは多過ぎるんじゃないかという気がします。毎年これぐらいになると言われるかもしれないけれども、これは後ろ倒しみたいなことじゃないかと思うんです。前倒して発注を急ぐという姿勢で、各土木事務所に県土整備部、本庁の姿勢を示さないとい 今、65%ぐらいと言われましたが、各土木事務所もそういう状態で進んでおるんですか。

江藤管理課長 事務所によって事業量に差はございますけれども、基本的には同様なペースで進んでいるものと理解しております。

緒嶋委員 繰越明許は仕方がないとしても、ぜひこれは発注を急ぐという姿勢で努力してほしいと思います。

それから18号は、独自基準の内容ということで「車道の左側に設ける路肩の幅員は1.25メートル」、車道の左側という上りと下りで両方とも左になるわけです。道路の両サイドにという意味ですか。どういう意味でこういう書き方になるわけですか。

谷口道路建設課長 車道の進行方向に向かっての左側になりますので、下り線、上り線両方とも左側になります。そういう意味でございます。

緒嶋委員 これは両サイドと言ったほうがわかりがいい。

谷口道路建設課長 例えば片側歩道の整備してあるところの場合には、歩道のない側が該当することもあるということでございます。

緒嶋委員 これは歩道のない場合じゃないんですか。

谷口道路建設課長 例えば歩道を両方つける必要があるのかというところで該当しない、人家連檐のところは片側しかしていませんので、

そういった場合には、路肩をいじるときにこの規定が適用できるように、幅広く適用できるような形で今のところ考えております。原則的には歩道等がないところの道路をつくる場合にこの基準は適用するんですが、広義的な解釈もできるような形で考えております。

押川委員 議案20号ですけれども、道路標識の寸法の基準についてということで先ほど説明があったんですが、国の基準でやっていかれるということになるんだらうと思いますけれども、道路の標識というのは具体的にどのようなものをイメージすればよろしいのでしょうか。

永田道路保全課長 道路の標識といいますと、日ごろ私たちが見かける道路沿いにあります青い表示の案内板とか、路線名、国道何号とか書いてあるものになります。

押川委員 これは寸法の変更ですから、大きくなるんですか、それとも小さくなっていくのでしょうか。

永田道路保全課長 もともとの国の基準には、基本形と、1.25倍、1.5倍、2倍とか大きくするようにはできておりまして、場所や状況により大きいのを使うことはあります。ただ、ここで言っているのは小さくすることもできるということでございまして、全国的に見ますと景観等に配慮して小さくした例もあるんですが、見にくいとかいろいろ話も聞きますので、基本、国の基準にのっとって今のような形で、場合によっては1.5倍とかのものを使っていこうということであります。

押川委員 ちなみに県道で箇所数はどのくらいあるのでしょうか。

永田道路保全課長 済みません。標識の数まではこの場ではわかりかねます。

押川委員 それから議案21号でありますけれ

ども、こういう制定の内容にしたときに、本県の公園、特定公園はどのくらいの数になるのでしょうか。

大谷都市計画課長 都市公園につきましては、県が設置する都市公園と市町村が設置する都市公園がございます。今回条例で定めるのは県の都市公園、県の都市公園が今のところ5つありまして、そこに対応することになります。

押川委員 ちなみに5つの場所はどこになりますか。

大谷都市計画課長 県の運動公園が1つ、それとシーガイアのところにあります阿波岐原森林公園、平和台公園、文化公園、西都にあります西都原公園の5つです。

中野委員 議案第18号の路肩の件ですが、今まで国の基準と県の基準というのは、国の基準を基本として県の独自の基準で路肩は1.25メートルとるということですね。普通の道路だったら両サイド1.25ありますよね。1.25ずつ歩ける道路ができるということですか。

谷口道路建設課長 今回、歩道がない場所で路肩を広くとりますので、そのスペースを歩行者や二輪車の方が通行できるので、より安全性が高まるということで、今回の基準となっております。

中野委員 これは昔から国が基準を持っておったんですから、国道というのは昔からそういうのが広くとってあったものですか。

谷口道路建設課長 路肩の規定につきましては道路の区域区分というのがあり、高速道路あるいはその他の道路、それぞれ交通量に応じて等級が決まっております、その等級に従って幅員の規定があったということです。

中野委員 橋はどうなるんですか。

谷口道路建設課長 橋も基本的には通常の道

路と一緒に路肩基準になりますが、橋梁部分については縮小規定の特例がありまして、75センチとっているところについては、橋梁の部分については50センチにできるという規定がございます。

中野委員 この前、えびのの市道での事故だったんだけど、昔は国道だったんです。橋の道路幅が全体で5メートルあるかないぐらいのところでは軽トラックがはねたという事故なんです。我々もあそこを通るときには、乗用車同士だったら相手を見て渡るんだけど。あそこは昔は国道だったのに、今はバイパス道路が国道ができたものだから市道に移管してあるんですが、昔から何がしかあったのなら、もっと広い橋幅であったはずですが、何で5メートルだったんですか。

永田道路保全課長 委員御指摘のとおり、今、えびの市が管轄しているんですが、以前は国道ということで、道路の幅員につきましては道路構造令ということでやってきておるわけですが、昔の何種何級という区分でいったときにランクの低い道路だったんじゃないかと思いません。

中野委員 えびのを東西に通る重要道路だったと思うけど、加久藤の町に近いところなんです。

永田道路保全課長 道路の幅員につきましては、車両の大型化等に伴って若干ずつ広がっておりますので、昔つくっているのはどうしても昔の車に合わせた幅員ということで、狭かったんじゃないかと考えております。

中野委員 市道だから、市の今の實力では歩道橋をつくることはできないと思うんです。以前からもとに戻してくれという地元からの要望が私にもあったんです。「昔は国道だったじゃ

ないか。国か県の都合でバイパス道路をつくってこれを市道にしたおかげで。何とかしてくれ」という要望があったんです。過去、土木事務所に部長がおるころに相談したような気がするんだけど、ああいうところを国とか県の事業で代行工事とかありましたよね。ああいうのは今ないんですか。歩道だけでもいいんだけど。

永田道路保全課長 代行業業ということでいきますと制度はございます。山村振興法とか過疎対策法、半島振興法等に該当する場合は、主要な市町村道を県が代行して整備できるという規定はございます。

中野委員 今も県下でやっているところがありますか。

永田道路保全課長 今やっている箇所はございません。

右松委員 14ページの宮崎県営住宅の整備基準に関する条例についてですけれども、独自基準の内容として第6条に県産木材の活用ということで、県産木材の活用に努める旨を規定するというので、大変いい取り組みだと考えているんですが、一般県営住宅、共同施設等ということで、具体的にどういった事例を想定しながらこの条例を作成されたのか教えていただければと思います。

伊藤建築住宅課長 「第6条（県産木材の活用）」ということで、今、委員のお話がありました県産材の活用に努める旨の規定をしております。これは、県が平成22年に県産材利用促進に関する基本方針を定めまして、木造化や木質化を推進するというのが一つ、それから平成23年に宮崎県営住宅長寿命化計画をつくってありまして、この中でも木質化、木造化をうたっております。具体的に申しますと、木質化というのは、鉄筋コンクリート等高層の建物につま

しては木造ではできないということで、内部に県産材を使って仕上げをするということで、具体的に申しますと、玄関、廊下、居間、台所等につきましては木質化をできるだけ図ろうということで計画しております。次に、集会場はほとんど1階建てですので、これについては木造化が可能ですので木造化を図るということ。それから、先ほど言いましたように、県営住宅の長寿命化計画の中では、低層の住宅、平屋とか2階建てにつきましては木造化を図るということで、現在のところは長寿命化計画10年計画の中で364戸建てかえを計画しておりますけれども、この中の約40%、148戸を木造による公営住宅をということで計画しております。以上でございます。

右松委員 この条例によって県産材を促進していく考えということで、先ほどの40%という具体的な数字も出ておりましたので、ぜひ取り組みを推進していただければと思います。

緒嶋委員 議案30号指定管理者は、指定管理料年間5,670万円ですが、住宅が2,200戸ぐらいですか、この範囲内の住宅収入はどのくらいあるんですか。

伊藤建築住宅課長 具体的な収入についてはちょっとお時間をいただきたいと思いますが、1戸当たり2万5,000円ぐらいの家賃でありますので、2万5,000掛ける2,206戸掛ける12が概算になります。正確には後で報告したいと思いません。

概算でございますけれども、家賃には調定額ということで現年度と過年度がありますので、23年度は、日向土木、延岡土木、西臼杵支庁で合計4億9,300万になっております。

山下委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項に対する説明をお願いい

たします。

江藤管理課長 管理課でございます。

委員会資料の17ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回の報告は県有車両による交通事故に係るもので、職員が運転する県有車両が安全運転を怠ったことにより、相手方の自転車と衝突したものであります。なお、損害賠償額につきましては全額加入保険から支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところでありますが、今後とも機会あるたびに交通安全の啓発を行いまして、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は以上であります。

永田道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の18ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、県道上祝子網の瀬線の落石事故以下、物損事故5件、人身事故1件の合計6件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故、倒木事故、支障木接触事故が各2件ずつであります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は2万4,770円から30万4,388円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

説明は以上です。

伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の19ページをごらんください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃等を滞納している入居者に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところでありますが、入居者の公平性を確保する観点から、誠意が見られない入居者に対しましては明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。表に掲げております5名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納するなど、これまでの再三の納付指導に対しましても誠意が見られないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき住宅の明け渡し請求を行ってりましたが、うち2名につきましては誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。また、残り3名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、やむを得ないものとして和解を行うものであります。表の右端の専決年月日にそれぞれ専決処分を行ったものであります。

建築住宅課は以上であります。

山下委員長 報告事項に対する説明は終わりました。

今から質疑に入ります。

中野委員 損害賠償額の件で道路保全課にお尋ねします。倒木事故ということで事案が書いてありますが、倒木というのは、たまたま通る途中で木が倒れてきたものですか。2件あるものですから、その事案の形態を教えてください。

永田道路保全課長 報告事項にあります3番

目と5番目が倒木事故ですが、委員のおっしゃるように、走行中に木が倒れてきたのを「倒木」と私どもは呼んでおりまして、265号の南九州福山通運の件につきましても、5番目の県道都城霧島公園線につきましても、走行中に木が倒れてきたということで整理しております。

中野委員 今までもこういうのはあったんでしょうか。

永田道路保全課長 以前から倒木というのはございました。

中野委員 どういうときに倒木するんですか。台風のと きなら倒れたとかあるが、どうもその状況がわかりづらいんですが。

永田道路保全課長 3番の265号の倒木事故につきましても、天気は晴れだったんですが、沿岸部に暴風警報が出ておりまして、五ヶ瀬町では強風注意報が出ていたという状況です。

中野委員 それから支障木接触事故、支障木接触事故だから、支障木があるということにはわかっておったということになりますよね。こういうのを事故が起こるまでなぜ放置してあるわけですか。たくさん車が行き来したはずなのに、偶然支障木に接触したんでしょうか。

永田道路保全課長 221号の支障木の接触事故でございますが、株式会社トーアの車両に対する事故につきましても、樹木からカズラみたいなのが垂れ下がってしまっていて、そこにぶつかったということで支障木という表現にしております。職員のパトロールでは基準を決めて、交通量に応じて週1回とか毎日見回ってはおりますけど、そのときはなかったと。その後に倒れかかってきたということじゃないかと考えております。

中野委員 カズラだったんですか。

永田道路保全課長 この件は写真を見る限り

カズラでございました。

中野委員 カズラが当たったぐらいで、車に10万近くの損傷が発生するものですか。

永田道路保全課長 こういった事故等がございましたら警察も立ち会いの上で事故証明を出してもらおうようにしているんですが、フロントガラス等が破損しておりまして、かなり大きなガラスが割れたということでこの金額になっております。

中野委員 答弁は要りませんが、カズラぐらいでフロントガラスが壊れるような、いまいち本当かなという気がいたしますが、まあいいでしょう。

次のページについて、明け渡し請求の訴えの提起をされておりますね。2件ほどですが、これは和解に応じなかったからという説明でしたけれども、こういう案件は今どのくらい抱えていらっしゃるんですか。

伊藤建築住宅課長 現在、何件というのは、流動的で具体的に申し上げられないんですけども、年平均で言いますと、明け渡しの請求については12件ほど実施をしております。

中野委員 結果的には判決まで行くんですか、和解になるものですか。その後、滞納は順調に回収されているものか。

伊藤建築住宅課長 先ほど年12件とお話ししましたけれども、割合ということでお話しいたしますと、12件のうち4件が即決和解ということで、裁判になる前に和解をするということで、その方については分納でお支払いいただくこととなります。それから12件中5名については裁判ということで訴訟になります。訴訟につきましては、そのうちの4件が判決が出まして、結果的には強制執行で退去していただくと。それから裁判になった5件のうちの1名が

訴訟上の和解ということで、裁判の判決で和解という結果になります。残りの3名につきましては、継続で入居したいということで、お支払いをされるか、または分納ということで、現在も入居中という割合になっております。

中野委員 最後に言われた3件は和解ということにはならんわけですか。一括して払ったから訴訟を取り下げたということになるんですか。

伊藤建築住宅課長 県のほうでは明け渡しの請求をしまして、その方が認められて、裁判に行く前にお支払いになるという方が3名ほどいらっしゃると思います。

中野委員 和解の中ですが、結果的に分割納付をするということで和解されておりますね。今抱えている和解の件数が何件あるのか。それから1件当たりの分割の回数は平均的にどのくらいあるのかを教えてください。

伊藤建築住宅課長 和解の方の状況につきましては、22年度以降は11名の方がいらっしゃいます。分割納入につきましては、もともとが低額所得者でありますので、その方々の家庭の事情、それぞれの支払い能力に応じて個別に判断をしておりますので、それについての平均は出しておりません。

中野委員 どのくらいの分割回数になるのか、大まかでいいんですが。

伊藤建築住宅課長 私が知っている限りで言いますと、1,000~5,000円の範囲で過去の滞納分を現家賃に追加してお支払いをお願いしているところです。

中野委員 分割件数を聞いたんですけども、分割が何回ぐらいになるのか。10回とか50回とかありますよね。

伊藤建築住宅課長 それにつきましては、先

ほど言いましたように個別の事情で、ある方につきましては1年、ある方については3年ぐらいで、事情に応じて分けております。

中野委員 ある方は12回ないし36回の分割をしたということですか。さっき和解の件数と言ったのは、完納したのは別にして、今、和解した人が何件残っているか聞いたんです。

伊藤建築住宅課長 現在分割納入していらっしゃる方について、全ては把握しておりませんので、私の手元ではわかりません。後ほどお答えしたいと思います。22年度以降につきましては11件ということですよ。

中野委員 なぜそういうことを聞くかということ、2回以上怠ったときは明け渡しを求めるということですから、そのうち2回以上怠った人がどのくらいいて、明け渡しを求めた、その後新たにまた 普通、裁判で和解したのであれば、和解そのものが債務名義になって、裁判所が何かでぱっと明け渡しをされると思うんです。そういうのがどのくらいあるのか聞きたいんです。

伊藤建築住宅課長 明け渡しを請求して法的な和解につきましては、約束事ですのでこれについては当然守っていただくことになっております。

中野委員 こわもて的に質問しているつもりは全くありません。2回以上怠ったときには明け渡しをすることという和解条項なんですよ。だから、2回までは許すけれども、3回滞納することはないということですね。そういう人たちにはちゃんと裁判を含めた明け渡しの手続をされて、すぐ出ていけとかされているのかどうか。結果的に、和解したけれども、もとのもくあみでまた滞納されているのかどうかを知りたいんです。だから総体の件数も聞きたかったんです。

たんです。そういうのがどのくらい残っているのか。

伊藤建築住宅課長 失礼しました。法的に、即決和解と訴訟後の和解につきましては、この契約を守らない場合には強制執行ということになります。

中野委員 和解は、強制執行するなど言っただけじゃない。だから、その件数がどのくらいあるのか。こういう人たちは、滞納せずにみんなきれいに入っているんですか。

伊藤建築住宅課長 現在非常に動いていますから、過去からの累計はわかりません。ただ、先ほど申しましたように、現在和解で入居して支払っていらっしゃるの11件で、これにつきましては実態的にはふえている方も減っている方もいらっしゃるということで、日々納入指導を行っている状況であります。

中野委員 さっきは年平均12件明け渡しの訴えを提起するような話でした。和解が多いという回答でしたから、毎年かなりの件数が結果的に和解になっている。かなり今までも残されていると思うんです。滞納になっている人は、1~2回滞納しておいたからと訴えを提起することはないでしょう。和解の云々ということはないと思うんです。1年も2年も3年も滞っているから、訴えるぞという感じでやったのが年平均12件ぐらいだと思うんです。毎年そのくらいあるんだとしたら、和解した件数がかなり残っていると見られるんですけども、担当課としてそういうのがどのくらいあるか把握されていないんですか。過去のものはきれいに済んだから滞納はないというふうに理解できるんですか。

伊藤建築住宅課長 先ほど、家賃の滞納の法的措置については平均12件とお話ししたんですけども、滞納の指導につきましては、おくれ

た場合には毎月督促状を発行しております。それから3カ月おくれた方については催告書を出す。5カ月については催告書2を出して、6カ月を過ぎた場合には最終催告書ということで、この中で、きめ細かな指導ということで分割納入したり、それから家賃については減免がありますので減免を指導したり、保証人に納入指導していただくということでいろいろと指導しているところですが、法的には明け渡し請求ということで、それでも納入指導に応じない方については、現在約12名の方について法的な指導を行っているということでございます。そして長期の滞納者につきましては、36カ月以上の方は現在1名いらっしゃいます。24カ月以上の方が7名、12カ月以上の方が22名、6カ月以上の方が53名ということで、これについては月ごとに把握をしているところです。

中野委員 聞きたかったこととはちょっとニュアンスが違うんですけれども、あとはゆっくりと実態を把握させてください。お願いします。

押川委員 倒木の関連ですけど、30万4,388円、金額的に物すごく大きいんですが、車にどんな木が倒れてきたんでしょうか。修理代だけで30万というのは大きいですよ。

永田道路保全課長 これはフロントガラスと貨物室のパネルを損傷しております、倒木のものは、長さが3～4メートル、幹回りが20～30センチぐらいあるものであります。それで損傷が大きかったということだと思います。

押川委員 そんな大きいものが車を運転していて飛んできたわけでしょうから、その運転手の方はけがはなかったんですか。

永田道路保全課長 こちらについては車両の損害だけで、人的被害はありません。

押川委員 こういった事故があるんだなということがわかりましたけれども、けががなかったならよかったとするしかないと思います。せっかく道路管理を建設業の方々がされておられるわけですから、そういった危険なものは早目に撤去しておく。先ほどありましたとおり、支障木接触においても、わかっていることだと思うんです。早目にこういったものは道路管理の中でやっていただくということでお願いしておきたいと思います。

それから県営住宅の管理、先ほど中野委員からありましたけれども、前畑さんと甲斐さん、訴えですから、現在もまだ住宅の中には入っていらっしゃるといいますね。

伊藤建築住宅課長 前畑さんにつきましては、専決処分で10月17日に処分しましたけれども、10月20日に自主退去していらっしゃいます。

押川委員 そうなった場合には今までの家賃はどういうふうになるんですか。

伊藤建築住宅課長 訴えの提起は明け渡し請求並びに家賃等の請求でありますので、これについては現在やっているところです。

山下委員長 未納になっていた家賃は収納義務があるのかということです。

伊藤建築住宅課長 訴えの提起については、明け渡しと家賃等の請求という2つでやっております。住宅については明け渡しをされましたけれども……。

押川委員 回収はどのような方法でされるかということです。

伊藤建築住宅課長 明け渡しをされておりますけれども、家賃につきましては現在検討中だということで、これについては別で請求することになると思います。

押川委員 明け渡ししか家賃請求ということで、家賃を払わない人に対しての訴訟があるわけですから、現在出ていっちゃるということであれば、回収の方法は、検討ではなくて取り立てをしなくちゃいけないわけでしょう。そこらあたりの決まりはどうなんですか。

伊藤建築住宅課長 訴えの提起につきましては、先ほど言いましたように明け渡しと家賃等の請求でありますけれども、10月20日に自主退去されましたので、明け渡しの請求については完結しているということで、訴えの内容について現在検討ということで、家賃等の請求については、今後同じようにやっていくつもりであります。

山下委員長 前例があるはずだから、出られた以上は、今までの前例として請求をしてきていますとかそういうことを答えたらいいんです。

押川委員 退去されたらそれで終わりということでは困るわけです。だから、そこに対する何らかの決まり事はないのか。あればそれに従って回収する方法を述べてもらわないと、どうなるかということで質問していますので、よろしく願いいたします。

伊藤建築住宅課長 退去した方につきましては退去滞納者ということで、指定管理者と土木事務所、県等で退去対象者につきましても家賃等の請求を引き続き現在行っておりますし、前畑さんについても同じように請求を行っていくことになると思います。

押川委員 過去の例で、滞納された分の回収率はどのような状況になっていますか。

伊藤建築住宅課長 家賃につきましては現年度と過年度ということで徴収しておりますけれども、前年度は、過年度につきましては18%前

後であります。

押川委員 回収率が18%ぐらいということですか。

部長、回収の規定などは全くなくて、出ていかれたら、もらったほどでオーケーという形になるんですか。だれか教えてください。

濱田県土整備部長 支払っていただくべき家賃につきましては全額払っていただくのが原則でありまして、当然、完納していただくまで利子もつけて請求は行います。

山下委員長 皆さんが知りたいことは、払える人は何も問題ないんです。健康状態が悪かったり、行き先がわからないのに払えるのかどうかということなんです。そこまでのチェックをどういう形でされているのか。そして未納金を収納する手段、そこ辺の実績を一通りお話しただくといいいなと思います。

坂本県土整備部次長 基本的には債務名義をとればいいわけで、家賃は残っているわけですから、これをどうにかして回収しないといけないということで、裁判所のほうで、こちらのほうは幾ら幾ら滞納がありますと、プラス、家賃を滞納した場合には延納利子もつきますので、その辺を10万なり20万と確定して判決を出してもらって、これから先はいろいろあるんですが、一番最強なのは強制執行する。その人の預金、動産、自動車何でもいいんですが、差し押さえる。ただ、そこまでやるかどうか、その方とも話し合いをして、ケース・バイ・ケースになってくると思います。できるだけ回収する方向でいければいいわけですから、基本的にはそういうことで臨んでいると思います。

押川委員 わかりました。そういう具体的な例を挙げてもらわないと、我々としてもどういう方向なのか見えませんでしたのでお聞きいた

しました。

伊藤建築住宅課長 退去滞納者につきまして、先ほど次長からお話がありましたように、継続して納入をお願いするということと、退去滞納者の方々の臨戸訪問をしたり、もう一つはサービサーといいまして債権回収会社にも協力をお願いしまして、民間の力を得ながら債権回収に努めているところでございます。

中野委員 公共機関の県営住宅においても判決が債務名義になるんですか。

伊藤建築住宅課長 退去滞納者の債権につきましては、判決が出なくても債務は生じます。強制執行、強制的にする場合には当然判決が要ります。

中野委員 判決がないとだめだということですね。わかりました。

それから、さっき押川委員の質問ではと思ったんですが、前のページに返ってください。倒木とか支障木とかたまたま4件ありますよね。この立木というのは民地に立っていたものですか、県有地に立っていたものですか。

永田道路保全課長 3番の倒木につきましては道路のり面ということですので、これは県有地ということですので。5番目の件につきましては、倒木の発生源は民地ということですので。支障木については道路区域内の木からということですので。

中野委員 全て国か県の所有地からの立木での倒木あるいは支障木での事案ということですね。

永田道路保全課長 倒木につきましても落石につきましても、道路区域内ももちろんですが、民地からの落石等についても管理瑕疵の責任が問われるようになっております。倒木については民地ということですので。

中野委員 3番目はのり面からと言われたけど、のり面は民地だったんですか。

永田道路保全課長 3番目はのり面ですが、民地ののり面ということですので。

中野委員 その立木の責任というのは所有者にはないんですか。

永田道路保全課長 一般には通常の道側の管理があれば民地の責任まで問うのは難しいと思うんですけども、道路パトの中で、民地側から道路区域内に枝などが出ている場合は、こちらからお願いして切らせてもらったり、地権者を探して向こうのほうに切っていただくという格好でやっております。

中野委員 3番目はのり面で、立木は民間の方のものです。それが台風か何かで倒れたとはいえ、立木の所有者の責任は全くなくていいんですか、全部国が面倒見てくれるわけですか。

濱田県土整備部長 倒木あるいは落石事故につきましては、私の経験をもとにお話ししますと、確かに道路区域外からの落石とか倒木はあるんですが、事前に道路管理者がパトロールで危ないと気づけば、当然その土地の所有者に対して何らかの対応策をお願いするんですが、そういったものがなく雨、風で落ちてきた場合には、道路区域内にそういったものが落ちてくる、道路管理者としてそこを通行する車両の安全を守れなかったということで、道路上で起きた事故につきましては道路管理者のほうで補償を行うということになります。

中野委員 ということは県に求償権は発生しないということで、もちろん所有者には免責があるということですね。

濱田県土整備部長 事前に道路管理者側から危険防止の措置をお願いしていた場合はどうな

るかという法律的な問題はありますけれども、現実的には所有者に対して求償した事例はないと認識しております。

中野委員 免責という言葉ではないわけですね。

永田道路保全課長 本来は所有者責任もあるんですが、道路法の場合は、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つ義務があるということで、民地のいろんな落ちてくるものを含めて道路管理者により重く責任が課せられるようになっております。

重松副委員長 ワシントニアパームの管理とか、これまでの事故の例がありましたら教えてくださいたいと思います。

永田道路保全課長 新聞等で情報が出ていますと思いますが、国交省のほうでワシントニアパームの植樹をどうするかということを検討しております。その原因となっておりますのが、ワシントニアパームの枯れ枝が落ちて車両等に当たって瑕疵事故につながっているということで、これをどうしようかということがございまして、今議論している国交省管理の件でもここ10年間で9件ほどの管理瑕疵事故が起きております。

重松副委員長 これからまた検討もされていくということですね。

山下委員長 ほかありませんか。

なければ、報告事項を終わりました、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

永田道路保全課長 先ほど部長が申しましたが、先日の笹子トンネルの事故を受けて県内のトンネルの緊急安全点検を実施しておりますので、報告いたします。資料は特にございません。

まず、県内のトンネルの数でございしますが、

県管理道が124ございます。国管理の国道が23カ所ございます。NEXCO西日本管理のものが15カ所ございまして、ほかに市町村管理のものが60ございます。トータル222の道路トンネルがございます。そのうちトンネル全体として事故のありました笹子トンネルと同様の構造をしているものはございせんが、九州縦貫自動車道の熊本県との境にあります加久藤トンネルの下り線で1カ所あると聞いております。県管理のトンネルで同様の構造のものはありせんが、ジェットファンなど天井からつり下げている構造物が落下した場合には重大な事故につながる可能性がありますので、緊急の安全点検を行っているところであります。点検の内容といたしましては、全トンネルについて目視による緊急の安全点検をきょうまでに終えることとしておりまして、さらにジェットファン等につきましては、後日、高所作業車を使用した打音検査等を実施する予定としております。

なお、加久藤トンネルについては、管理者であるNEXCOにおいて緊急安全点検を実施しておられると聞いております。以上であります。

続きまして、委員会資料の20ページをお開きください。緊急輸送道路ネットワークの見直しについて御説明いたします。

まず、緊急輸送道路とは、1に記載しておりますとおり、地震防災対策特別措置法に位置づけられた緊急輸送を確保するために必要な道路であり、地震発生時の救助、救急、医療、消火活動、救急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担うものであります。このため、自然条件、産業・経済、都市構造などの地域特性を踏まえ、防災拠点を効率的に連絡するネットワークとして計画する必要があります。これま

で緊急輸送道路ネットワーク計画では、40路線、1,567キロを指定していたところでありませ

次に、2の見直しの概要であります、(1)の見直しの要因としましては、東九州自動車道などの高規格幹線道路等の供用時期が明確となったこと、東日本大震災に見られる津波による沿岸域の被災があったこと、及び防災拠点としての港湾などに耐震強化岸壁が整備されたことなどから見直しを行うこととしたものです。

見直しの基本方針としまして、(2)にありますとおり、東九州自動車道など供用時期が明確となった路線の追加や、国道10号、220号など沿岸域の主要幹線が被災した場合に備え、それらの主要ルートの多重化を念頭に県道や市町村道の追加を行うとともに、耐震強化岸壁を整備した細島港など防災拠点を連絡する道路等の追加を行いました。

また、計画策定に当たっては関係機関と調整する必要性があったことから、(3)にありますように、国、県、市町村等の道路管理者、県防災担当部局や警察、自衛隊などから成る緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を開催するとともに、他県とまたがる道路について隣県との調整も行ったところです。

この結果、見直し後の緊急輸送道路ネットワーク計画では、(4)のとおり、路線数で54、延長で303キロを追加し、合計で94路線、1,870キロを指定したところです。

詳細については、21ページの緊急輸送道路ネットワーク計画図を参照ください。左手の上がこれまで指定していた路線の一覧でありまして、その下のほうに今回新たに指定した路線の一覧を記載しております。インター線を含めた

高速道路を初め、今回新たに市町村道、耐震岸壁を有した港湾の臨港道路などを指定しております。また、路線名に両括弧をつけているものは、既に指定してある路線で延長が追加となったものであります。新たな計画は、今後県の地域防災計画に反映しますとともに、緊急輸送道路の早期整備を図るため、地震防災緊急事業5カ年計画にも反映することとしております。

20ページにお戻りください。緊急輸送道路の整備内容及び進捗率を3に記載しております。今回の見直しにより新たに対象となる箇所数がふえましたので、進捗率は、橋梁の耐震対策につきましては平成24年4月1日現在で87%、地震などによる落石を防止するなどの災害防止対策は45%、道路の改良率は81%となっております。災害時における緊急輸送道路の役割は非常に重要でありますので、より早期の改善を図るため重点的に整備に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

山下委員長 その他報告についての説明が終了いたしました。

質疑を承ります。

緒嶋委員 3の緊急輸送道路の整備内容、進捗状況でありますけれども、これは年次的に計画的に整備を100%に持っていくという計画をつくるわけですか。

永田道路保全課長 この見直しの中でいつまでにとというのはございませんが、県道網の中で我々が重点的に整備をしていかなければならない路線として今回指定しましたので、耐震対策、災害防止、道路改良等についての進捗を、ほかの路線と比べて図っていきたいと考えております。

緒嶋委員 ある程度計画的にしないと、目標

があってもものは進むわけです。全体の整備率を上げないといかんということはわかりますけれども、特に耐震の橋梁にしても、5カ年とかそれ以上とか、これは財政的なものも伴うからそこが問題ではあるけれども、計画を立てて進めるのが当然だろうと思うんです。そのあたりは今後の課題として取り組む考えはないですか。

永田道路保全課長 今申しましたように緊急に整備を進めていく路線として考えておりますので、進捗率につきましても、アクションプラン等ございますが、それ等を少しでも上げるような努力をしていきたいと考えております。

緒嶋委員 今言われたようなことをやるのが計画的にやることだから、前進させるというのはわかるけど、ある程度目標を立ててやるのが整備の方針でないとおかしいと思うんですが、そのあたりはどうですか。

谷口道路建設課長 御指摘のとおりだと思います。現在、道路整備に関しましては宮崎県中長期計画に基づいてやっております。これは平成23年度に策定して、今後5年、10年の計画ということで計画的な整備を図るという基本的な計画があります。この中におきましても、道路改良で言いますと、緊急輸送道路の整備を重点に上げておまして、平成24年度、本年度の道路の整備箇所の予算ですけれども、約56%の投資をしています。ただ、先ほどの見直し後の数字で言いますと、85%ぐらいを緊急輸送道路の優先整備を図っているという状況でございます。いかにせん道路の総体の予算が少ないものですから、ここ5年間では年間20キロぐらいしか改良できませんので、残りの未改良を整備するには相当の時間を要するものと考えております。ただ、計画は随時見直しながら優先的な整備には努めていきたいと考えております。

緒嶋委員 当然、今、課長が言われたようなことを頭に置きながら整備をすることが必要だと思います。100%がベストではありますが、それに行かなくても、計画の中ではこれだけは目標としてやりますというものがあつたほうがいいと思います。特に宮崎県は南海トラフの問題などあるので、計画を立てるということは、国に対して予算要求するための一つの手段にもなるわけです。そういうことで努力していくことは必要だと思いますので、頭の中で長期的な展望を見越して頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

これは執行部の皆さんに言うのも気の毒なような気がするし、私も業者の皆さんから言われるんです。入札する場合、違算があつてはいかんわけです。ところが、近ごろは土木だけでなく農政、林務についても、事前に違算がわかって中止するということもあるだろうけど、開札した後に違算がわかって、あなたのところは予定者ですとわかった後で、「申しわけありません。違算がありましたので、それはもう一遍やり直します」というのがかなりふえておると思うんですが、その実態を知らせてください。

江藤管理課長 開札後の入札中止は、今年度、県土整備部の建設工事につきましては上半期までに11件発生しております。結果、入札手続が中止となりますと再入札になるわけですが、建設業者にとっても負担増となりますし、工事そのものがおくれるということで県民の皆さんにも御迷惑をかけるということでありますので、こうした案件、特に単純なミスについては、各発注機関に事例を周知して情報を共有して、それぞれの発注機関の所属長において所内の体制をきちんととっていただくように徹

底をしております。

49ページ右段に訂正発言あり

もう一つは、違算によって落札候補予定者となった方、何らかの間違いを伴った結果の落札予定者なんですけれども、一旦開札した後に御迷惑をおかけするということでありますので、この件については、特に予定者とみなされた業者の方も含めて、応札された方々について丁寧な説明をして理解を求めていくと。違算については県の責任でありますので、くれぐれも今後こういったことがないように徹底してまいりたいと考えております。

緒嶋委員 これは土木関係で11件ですが、林務とか農政を入れたら相当ふえるんじゃないかと思うんです。今は業者にパソコンにたけている人が多いわけです。その人たちも、応札して自分ところが落札しなかったら、その後に文句を言ってくるわけです。自分ところがとったときは黙っている。とらないときは言ってくる。県の皆さんたちもパソコンにたけておるけど、それ以上に彼らは、どこがおかしいというのは頭でわかっておるわけです。開札して、自分の会社がとったときは黙っておるけれども、とらないときは、「これはおかしいんじゃないか」と言ってきて再入札をやる。ところが、再入札も2回もやり損ねたというのもあるというふうに聞いておる。現実には発注して設計変更とかあるわけです。違算がないほうがいいけど、違算も微々たるものはある程度、設計変更でもできるわけだから、入札金額の何%以内の違算の場合、設計変更で何とかするということについては、発注者の弾力的な形でやらないと、今、課長は「違算がないようにします」、言葉としてはわかるけど、今後絶対違算がないようにできますか。

江藤管理課長 工事の予定価格の積算が、結果、違算が生じているのは比較的単純なミスが多いようです。予定価格の積算自体も100%全て正解を出せるかということ、積算上難しい部分もあるとお聞きしております。人為的なミスが関係する以上、100%なくなるということは難しいとは思っております。ただ、少なくとも問題意識を職員全員が共有しながら危機意識を持って取り組んでいく必要があると考えておりますので、今後とも違算の対策につきましては徹底してまいりたいと考えております。

緒嶋委員 平身低頭「申しわけなかった」ということわりを言うことは簡単だと思うんです。何回でもことわりは言えるけど、落札予定者にとっては生活がかかっておるわけです。「間違いでしたのでもう一遍やり直す」ということがあってはいかんとです。その人が2回目に応札できれば、「よかったじゃないですか、2回目にとれたから」ということが言えるけど、次に同じ人がとるということは100件のうち1件もないと思うんです。違算があって2回目入札するのは、行政に対する不信でもあるわけです。完璧がいいけど、入札金額の0.5%とか何%以内なら設計変更で何とかするということは、法的にやってはだめなわけですか。

江藤管理課長 違算の範囲がどの程度であればよしとするかという議論は 違算の内容によってはほかの応札者の入札額も変化することもあります。また、実態として最低制限価格付近に応札が集中しているという中では、最低制限価格の再算出が難しいというところと、積算をやり直した場合に誰が落札者となるかは必ずしも確定ができないところもありますので、対応としては、開札後違算がわかった事例については入札中止の手続をさせていただいて

いるということでありませう。

緒嶋委員 異議申し立ては開札前までしか認めないとか、消防だったら「異議申し立てはだめです」というくらい言うんだけど。開札前までは申し立てはするが、開札以降はだめだと決めておけば、事前の違算は、中止しますと言うても、業者にとってもそう問題はないと思うんです。ところが、開札した後、「違算がありましたので」というのはあってはならんわけだから、その辺の区切りをつける。そして金額が極端に大きいのはともかくとして、微々たるものは設計変更等でやる。そのことで職員の皆さんも大分負担が違うと思うんです。違算があった職員は物すごくストレスも感じると思うんです。上司からもいろいろ言われるだろう。違算があっちゃいけんけど、あったものについては、開札以前のものについては認めるが、開札以降は異議申し立てしません。それぐらいの決まりの中で進めたらどうかと思うんです。そこ辺はできないんですか。

前田技術企画課長 間違うほうが悪いということが基本ですけれども、委員おっしゃるように、ある程度のこととは検討しているところなんです。ただ現在、応札していただくに当たって入札公告を行います。設計の内容を提示して平等に同じ条件で積算をしていただくということが基本になっていますので、その中で、応札者の方々が積算するに当たって不平等になるような間違いを発注者側がした場合には、どうしても中止にしないでほしいと思っております。現在、応札後にも発注者側では本当に間違いがないか精査しますので、その中で違算が見つかったときには 実際にお金をはじいてどれぐらいの差というものもありますけれども、正しい設計にしたときに落札予定者がかわらない

場合には、そのまま手続を進めさせていただくようなこともやっております。今の段階では、平等性、透明性という観点からはこれが適当ではないかと考えているところであります。

緒嶋委員 今言われることはわかるんですけど、違算があっちゃいけんけど、実際11件もあるわけです。2回目の入札を全てやられたかどうかわからんけれども、2回目もまた違算がありましたというのも出てきておるといふ話も聞くわけです。そうすると業者から見たら、何で違算がないような積算をして出さんのかということになるわけです。それがないようにしても出るという可能性があれば、極端に違えば、それ以外のものは何とか設計変更等でできると。開札以前の異議申し立ては認めるが、それ以降は認めないという一つの基準を業者に言っておけば、自分がとれなかったら異議申し立てするというようなことも防げるんじゃないか。1回目の入札を中止してでもやるということであれば、誰も犠牲というか迷惑はこうむらんわけです。そこ辺の防ぎようがあるんじゃないかということなんです。

後から言うてくる業者は決まっておるといふ話も聞きます。そういうことになるとますますもって信頼性がおかしくなるから、それを防ぐ知恵を出さんかと言うわけです。その中でやるほうが皆さん方も負担が軽いわけです。そして行政に対する信頼もある。これは県土整備部だけじゃない、農政でも林務でもあるわけです。公共事業三部でいろいろ協議しないといかんけれども、そういう形でできるだけ開札前に違算がわかるような形。業者の皆さんのほうが、ある意味では皆さん以上に真剣に積算するわけです。それを含めた場合には、違算を早く見つける方法、開札までの異議申し立てしませんが

というぐらいの一つのルールを決めてやれば、開札前の中止なら誰も迷惑はこうむらんわけだから、その辺の知恵がないかということです。担当の職員は、「おまえがしっかりせんからこうなったじゃないか」と、物すごくプレッシャーにもなると思うんです。その辺の知恵はないのかということです。

山下委員長 私もそういう相談を受けたことがあって、応札が済んで県が出した価格に行かなくて、その下のところに集中していたと。県が出した値段より何でみんなが下に来たんだろうと。もう一回はじいてみたら違算が出たと。そのことで気づくことがあるという話を聞いたんです。11件の事案の中で、どの時点でわかるんですか。先ほど緒嶋委員が言われたように、開札が済んだ時点で、開いてみたら県が出した値段より下のほうに集中していた。上にもあることはあるでしょう。そのときにもう一回試算をして気づくことが多いのかどうか。積算のミスがしょっちゅうあったら、それこそ入札制度そのものが信用できないということです。内容を教えていただくとありがたい。どの時点で気づくのか。

前田技術企画課長 件数については今手持ちの資料がありませんけれども、開札後に中止にする案件は、今、委員長が言われたような形で、応札の状況を見まして、想定していたような感じではなくて、応札額が極端に2つに分かれるとか、発注者側の予定価格の算定が間違っているんじゃないかと気づく場合が何件あります。基本的には開札前に問い合わせをしていただくことが条件になっていますので、開札後に申し出があることはないと思っておるんですけれども、案件としては、先ほど言いましたように精査を改めてしたときに間違っている事案

等、両方あると思っております。

緒嶋委員 いずれにしましても今のようなことで違算が多い。件数から言えばたった11件しかないじゃないかと言われるかもしれんけど、あつてはいかんし、応札する人はそれだけいろいろ労務もかけてやって、またというのは...。そして100回応札しても1本もとれないのが今の入札の状態なんです。だから、業者にとっても物すごく負担になっているわけです。皆さんは頭のいい人ばかりだから積算を正しくやるのが前提であることは間違いのないわけですが、それでもこういうことが起こるといのは、人間の知恵の限界もあるのかもしれない。何か知恵を出して、再入札ができるだけ少なくなるように努力してもらわんと。仕事が多ければ、再入札があつても、また次のものを何とかという考えにもなるけど、今は入札そのものがかつての半以下の件数しかないわけです。そうすると1回予定された人は次はいつとれるかわからんということで深刻に考えるんです。そういうことがないためにも何か知恵を出して早く違算がわかる形をつくってですね。開札前から再入札をしてもいい、誰にも迷惑をかけないわけだから。ところが、開札して予定者が決まった後で、「間違いでした。済みませんでした」では、業者と県との信頼関係も失われるわけだから、それができるだけ少なくなるようにもうちょっと研究してほしいと思うんですが、研究の余地はないとですか。

大田原県土整備部次長 今、緒嶋委員が言われています違算関係ですが、話に出ていませんけど、開示請求というのがあります。入札が終わって契約した後、業者がすぐ、お金まで入っている設計書を「見せてください」と請求してくるんです。もし違算のままにしておきます

と、適正でない設計書の金額で契約したということになりまして後々問題になりますので。確かに違算で入札の取りやめとなりますと、業者の皆さん、あるいは担当のほうも相当な負荷がかかっていまして、委員が言われましたように眠れない職員もいるようなことを聞いています。この件につきましては、今言いましたように開示請求、後で正しい設計書がわかった場合の対応が難しい場面も出てきますので、そこも含めまして案件ごとに検討が必要かと思っています。これにつきましてはもうちょっと検討、研究をして、手間暇かからないような効率的な対応も必要かと思いますので、それをさせていただきたいと思います。

緒嶋委員 私も、職員の皆さんの負担を考えた場合に大変だろうと思うから、違算がないのが一番いいわけですが、完璧ということはないにしても、職員には物すごい負担にもなるし、「おまえがしっかりせんからこういうことになったじゃないか」と、口に出さんでも上司は思っているだろうと思うんです。本当大変だろうと思うし、これは農政も環境森林も同じだと思いますので、管理課長が「ないようにする」と言われたことを前提に、もうちょっと知恵を出して何か防ぐ方法をお互い努力していただいて、業者の皆さんの信頼も得るように、お互いが嫌な思いをしないように努力していただきたいということを要望しておきます。これは大変なことだと思いますけどね。

山下委員長 会社でも内部牽制というのがありますよね。お金を扱うところだって、法規上いっているかどうか。違算があって、なくそうという努力は、内部のチェック機関はどういう形でなされているんですか。例えば、1人の人が1億の事業の見積もりをやる。その人に何人

ぐらいついていて、なくすための手段、内部牽制という手段で最終的にされていくと思うんですけれども、その改革、努力はされているんですか。

前田技術企画課長 設計書の精査の件だと思えますけれども、発注機関で担当の職員が設計書を組みます。現在では同じ班の人間が中身をチェックしまして、リーダーがまた見ます。決裁の中で工務課長が見まして、最終的には所長が印鑑を押してでき上がりということになります。内部では、担当者だけではなくて、クロスチェックと言っているんですけれども、違う担当者が別の目で見るということもしております。大きい金額のものにつきましては本課発注になりますので、本庁の事業課にも上がって、その担当がまた精査をするという形で、何回かやっております。その体制をちゃんとやると。

それと技術企画課としては、こういう違算がありましたという事例を、各発注機関、事業課にも出して、こういう目で精査をしてくださいということを今しきりにやっているところです。もともとの設計の考え方についても、定期的に研修会等して違算のないように取り組んでいるところですが、現在、間違っている事例を見ますと、単純に単価のとり違いとか、電算で入力をする関係で選択ミスとかで、細かいことを言いますと、設計書の中に表示される表示のされ方等が間違っているというシステム上の問題もある場合とか、これは私の課でやっているんですけれども、複数の単価があるときの取り扱いを間違っていて、業者のほう为正しかったり、いろんなパターンがございます。そういうものがあつた場合にはそれを改善していくと。チェック体制もちゃんとしたものにして

いく努力を続けているところであります。以上でございます。

中野委員 その件数を聞いてびっくりしているんですが、その件数は過去と比べて多くなっているのか。また、他県と比べてどうなのか教えていただけませんか。

江藤管理課長 他県との比較についてはデータを持ち合わせておりません。発生状況で見ますと、今年度の上半期時点で見ると、従来よりは発生頻度が高くなっている状況であります。今年度の上半期で見ますと、先ほど県土整備部において11件と申し上げましたけれども、昨年の上半期の建設工事の開札後の中止は6件でありました。

中野委員 それについては他の部局もあるんじゃないかという指摘もありましたが、そういうものの原因追及とか調査は既に立ち上げられて何かされておるんですか。

江藤管理課長 違算等による開札後の入札中止の案件等については、管理課と技術企画課に発注機関から報告がございます。違算の内容等の原因究明については全てしておりまして、先ほど技術企画課長も申し上げたとおり、違算の原因等についての発注機関へのフィードバックを速やかに行うようにしているところであります。

中野委員 大変重要なことですから、原因究明あるいは対策その辺をきちんと整理して、制度的に対策をせにゃいかんのか。こんなことを言うてはいけません、職員の質に問題があるのかとか。そういうのも発注されるわけでしょうから、発注先の問題等も含めて早急に対策の本部みたいなのをつくられて、ほかの2部局も含めて早急に取り組んでやってほしいと思います。

江藤管理課長 今年度に入りまして、前年度までと比べますと件数がふえているということをおも、我々も危機意識を持っておりまして、昨年度も技術企画課を中心に違算の対策と申しますか、できることを整理して、発注機関にも周知して取り組んでいるところでありますけれども、今、委員が申されたとおり今後も含めて、先ほど大田原次長のほうからもお話がありましたけれども、違算が少なくなるような、あるいは入札中止が少なくなるような対策が講じられないかどうか研究してまいりたいと考えております。

中野委員 他県のことはまだ調査されていないようでしたけれども、他県との比較とか、他県もそんなにふえているのかどうかとか、今の入札制度等も含めて、過去もあつたんだけれども顕在化しなかったのかどうか、その辺のことを深く研究して、ぜひ善処していただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

江藤管理課長 今後とも引き続き、違算の対策について真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

谷口道路建設課長 さきほどの発言で訂正を願いたいと思います。宮崎県中長期道路整備計画の策定期間を23年度と申しましたが、23年の3月で、22年度末でございます。おわびいたします。

山下委員長 なければ、終わりたいと思いません。よろしいですね。

では、以上をもちまして県土整備部の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後 3 時26分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あす行いたいと思います。

開会時刻は午後 1 時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 では、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時26分散会

平成24年12月5日（水曜日）

午後1時1分再開

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	重松	幸次郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		中野	一則
委員		押川	修一郎
委員		右松	隆央
委員		田口	雄二
委員		凶師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	関谷	幸二
議事課主任主事	大山	孝治

山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号から第3号、第16号、第18号から第23号、第26号、第29号及び第30号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外12件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時22分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び商工行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時23分閉会